

# 建設副産物の取扱い方針

令和3年 4月

佐 賀 県

# 目 次

佐賀県建設副産物処理方針	1
佐賀県建設副産物再生利用方針	7
建設発生土管理資料の作成要領	12
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊処理フロー	15
アスファルト・コンクリート塊の搬出フロー	16
建設副産物処理、再生利用に係る様式	17
佐賀県建設副産物再生施設指定要領	36
建設副産物再生施設指定に係る様式	40
再生コンクリート砂の品質基準	57
再生石材の品質基準	58
再生加熱アスファルト混合物の品質基準	61
参考資料	66

## 佐賀県建設副産物処理方針

### (総則)

第1条 建設副産物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく適正処理を実施してきたところであるが、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)等により、まず 発生抑制、次に 再使用、その後 再生利用を行い、 熱回収・縮減を検討して最後に 適正な処分を行うなど建設副産物に係る総合的な対策を前提とした処理が必要なため、佐賀県が発注する建設工事において発生する建設副産物の処理方法について定める。

### (建設副産物処理の基本方針)

第2条 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 平成14年5月30日改正)によることを原則とする。

### (適用範囲)

第3条 この方針は、佐賀県が発注する全ての建設工事に適用する。

### (対象とする建設副産物)

第4条 対象とする建設副産物は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材及びその他の建設副産物とする。

### (処理方法)

第5条 建設副産物処理は、次の各号による。

#### (1) 建設発生土及び建設汚泥

ア 建設発生土情報交換システム等の活用により必要土の情報収集に努め、工事現場から50kmの範囲内の他工事への流用を原則とする。

なお、建設発生土の土質特性に応じた「土質区分基準」を(表-1)に、また、各々の区分に応じた「適用用途標準」を(表-3)に示す。なお、具体的な運用については、「建設発生土利用技術マニュアル第4版」(平成25年12月 土木研究センター)を参考にする。

イ 発生工事から利用工事までの運搬費は、発生側の工事に計上することができるものとする。

ウ 流用不可能な土については、土砂流出、不法投棄等の問題が生じないよう「建設発生土管理の資料作成要領」(p.12)に基づき適正に処分するものとする。

エ 建設汚泥については、「建設汚泥リサイクル指針」(平成11年10月公表 建設大臣官房技術調査室監修)により自ら利用、有償売却及び再生利用制度の活用等により再利用に努めるものとするが、やむを得ず最終処分する場合は「廃棄物処理法」の対象となるため、適正に処理するものとする。

オ 工事の発注にあたっては、処理方法の指示及び処理費用の計上等について適正に行うものとする。

#### (2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

ア 建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、現場内流用を優先するが、現場条件や経済性等を考慮し、やむを得ず廃棄物として工事現場から搬出する場合は、産業廃棄物処分量の許可を持つ中間処理施設(再資源化施設)へ搬出するものとする。(p.14 処理フロー参照)

イ 産業廃棄物処理業者に委託して処理（収集運搬、中間処理及び最終処分）する場合、元請業者は書面による委託契約書を締結することとし、必ず産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用するとともに、必要に応じて写真や現地立会等により確認するものとする。

ウ アスファルト・コンクリート塊については、産業廃棄物処分業の許可（中間処理、がれき類）を持つ施設のうち再生加熱アスファルト混合物の生産施設若しくは生産施設へ販売を行っている施設とする。（p.16 搬出フロー参照）ただし、同施設の受入ができない場合は、発注者と受注者で協議して決定するものとする。

### （３） 建設発生木材

ア 建設工事に伴い発生した木材（伐木・除根材含む）を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出するものとする。

ただし、工事現場から 50 km 以内の範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の（ア）及び（イ）の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができるものとする。

（ア） 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合。

（イ） 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合。

イ 中間処理施設への運搬については、「廃棄物処理法」に基づくものとする。また、処理の確認については、マニフェスト伝票及び必要に応じて写真等によるものとする。

ウ 使用済型枠は再使用に努めるものとする。また、再使用できないものは、再資源化に努めるものとし、再資源化できないものは適正に処分するものとする。

エ 産業廃棄物処理業者に委託して処理（収集運搬、中間処理及び最終処分）する場合は、書面による委託契約書を締結することとし、必ずマニフェスト伝票を使用するとともに、必要に応じて写真や現地立会等により確認するものとする。

### （４） その他の建設副産物

その他の建設副産物（廃プラスチック類、混合廃棄物及び廃石膏ボード等）については、関係法令等に基づき、適正な処理を行うものとする。

関係法令等 

（ 「 廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「建設リサイクル法」 「建設副産物適正処理推進要綱」、「建設リサイクルガイドライン」等 ）
--------------------------------------------------------------------------

（各段階における計画書・実施書等の作成）

第 6 条 再生資源利用促進計画書・実施書の作成は、次の各号による。

#### （１） 対象工事

ア 計画書及び実施書の作成対象工事

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に関する「建設省令第 20 号」及び「建設リサイクル法」に基づき、次のいずれかに該当するもの

（ア） 体積が 1000 m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事

（イ） コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等の重量の合計が 200 t 以上を搬出する工事

（ウ） 建設リサイクル法の対象工事（建築物解体 80 m<sup>2</sup>以上、建築物新築・増築 500 m<sup>2</sup>以上、建築物リフォーム等 1 億円以上、土木工事等 500 万円以上）

イ 再生資源利用促進実施書のみで作成対象工事

前号の対象工事以外の工事で、最終請負金額が 100 万円以上の工事

- (2) 各段階における計画書・実施書等の作成  
発注者は、次の各号において計画書・実施書等を作成又は作成を求めるものとする。
- ア 計画段階及び設計段階  
計画段階における「リサイクル計画書(概略設計・予備設計)」(別添1)及び設計段階における「リサイクル計画書(詳細設計)」(別添2)の作成を設計業務の受託者へ求めるものとする。
- イ 積算段階  
積算段階における「リサイクル計画書(積算段階)」(別添3)を作成するものとする。
- ウ 契約段階  
建設リサイクル法の対象工事において「再生資源利用計画書」(様式-1)及び「再生資源利用促進計画書」(様式-2)の作成を請負業者に求め、法第11条に規定する通知をコブリス及びメールにより工事着手前までに工事場所を所管する土木事務所(佐賀市内の工事の場合は佐賀市役所)へ提出するものとする。
- エ 施工段階  
「再生資源利用計画書」(様式-1)及び「再生資源利用促進計画書」(様式-2)の作成を工事着手前に請負業者へ求めるものとする。(対象工事(イ)の場合、実施書のみ)
- オ 完了段階  
・建設リサイクルが困難な場合、「リサイクル阻害要因説明書」(別添4)を作成するものとする。  
・発注者は工事完了後に請負業者へ「再生資源利用実施書」(様式-1)及び「再生資源利用促進実施書」(様式-2)を作成、提出させる。  
様式-1及び様式-2については、コブリス(COBRIS)形式にて作成させ、各段階及び完了段階で紙出力の提出を求める。
- (3) 特記仕様書による明示  
発注者は、計画書・実施書等の作成について、設計委託の場合は「リサイクル計画書」(様式-4)により明示するものとする。
- (4) チェックリストの作成  
発注者は、各段階における建設リサイクル計画・実施等が適切に行われたかを確認するための建設リサイクルチェックリスト(様式-5)を作成するものとする。

(処理条件の明示)

第7条 建設副産物の処理条件については、「公共工事建設副産物処理特記仕様書」(様式-6)により明示するものとする。

(附則)この方針は、平成15年4月1日から適用する。

佐賀県建設副産物処理方針(平成6年4月1日適用)は、廃止する。

(附則)この方針は、平成16年6月15日から適用する。

(附則)この方針は、平成17年4月1日から適用する。

(附則)この方針は、平成21年4月1日から適用する。

(附則)この方針は、平成23年4月1日から適用する。

(附則)この方針は、令和2年10月1日から適用する。

表 - 1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	*2), *3), *4) 細区分	コーン 指数 qc *5) (kN/m <sup>2</sup> )	土質材料の工学的分類 *6), *7)		備考 *6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) Wn (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準 ずるもの)	第1種	-	礫質土 砂質土	礫{G}、砂礫{GS} 砂{S}、礫質砂{SG}	-	・排水に考慮するが、降水、侵出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。  ・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*6)		人工材料	改良土{ }	-	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこ れらに準ずるもの)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	-	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第2種改良土		人工材料	改良土{ }砂質土	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性確保され る粘性土及びこれに準ず るもの)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
第3種改良土	人工材料	改良土{ }	-			
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ず るもの(第3種発生土を 除く))	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
	第4種改良土		有機質土	有機質土{O}	40~80%程度	
泥 土 *1), *9)	泥土a	200未満	人工材料	改良土{ }	-	
	泥土b		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
	泥土c		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	高有機質土	高有機質土{Pt}	-			

- \* 1 ) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国土交令59、建設業に属する事業を行う者の合い低副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国土交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- \* 2 ) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- \* 3 ) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し科学的安定処理をしたものである。例えば、第3種改良土は、第4種建設発生土又は泥土を安定処理し、qc400kN/m<sup>2</sup>以上の性状に改良したものである。
- \* 4 ) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外細区分に分類する。
- \* 5 ) 所定の方法でモールドに締固めた試料に対し、ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数。(表-2参照)
- \* 6 ) 計画段階(掘削前)において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- \* 7 ) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても基本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- \* 8 ) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- \* 9 ) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 環境庁通知)  
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について平成13年6月1日 環産276 環境省通知)  
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。

表 - 2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	試験方法
コーン指数*2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

- \* 1 ) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。  
\* 2 ) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。

表 - 3 の 1 適用用途標準 ( 1 )

用 途  土質区分		工作物の埋戻し		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評 価	留 意 事 項	評 価	留 意 事 項	路床		路体	
						評 価	留 意 事 項	評 価	留 意 事 項
第 1 種建設発生土 ( 砂、礫及 びこれらに準ずるもの )	第 1 種		最大粒径注意 粒度分布注意		最大粒径注意 粒度分布注意		最大粒径注意 粒度分布注意		最大粒径注意 粒度分布注意
	第 1 種 改良土		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意
第 2 種建設発生土 ( 砂質土、 礫質土及びこれらに準ずるもの )	第 2 a 種		最大粒径注意 細粒分含有率注意		最大粒径注意 細粒分含有率注意		最大粒径注意		最大粒径注意
	第 2 b 種		細粒分含有率注意		細粒分含有率注意				
	第 2 種 改良土								
第 3 種建設発生土 ( 通常の施 工性が確保される粘性土及び これに準ずるもの )	第 3 a 種								施工機械の 選定注意
	第 3 b 種								施工機械の 選定注意
	第 3 種 改良土								施工機械の 選定注意
第 4 種建設発生土 ( 粘性土及 びこれに準ずるもの )	第 4 a 種								
	第 4 b 種								
	第 4 種 改良土								
泥 土	泥土 a								
	泥土 b								
	泥土 c	x		x		x		x	

[ 評 価 ]

- ：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良 ( 含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等 ) を行えば使用可能なもの。
- ：評価が のものと比較して、土質改良にコスト及び時間が必要なもの。
- x : 良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

- 含水比低下 : 水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
- 粒度調整 : 利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
- 機能付加・補強 : 固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の類橋を行うことにより利用可能となるもの。
- 安定処理等 : セメントや石灰による科学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[ 留意事項 ]

- 最大粒径注意 : 利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上がり厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意 : 利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意 : 利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意 : 液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒土分布に注意を要するもの。
- 透水注意 : 透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意 : 表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意 : 過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意 : 淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

表 - 3 の 2 適用用途標準案 ( 2 )

用途 土質区分	河川築堤				土地造成				水面埋立て		
	高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成		評価	留意事項	
	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項			
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種		最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意				最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意		表層利用注意		粒度分布注意
	第1種改良土		最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意				最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意		表層利用注意		淡水域利用注意
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらにの)	第2a種		最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意		最大粒径注意透水性注意		最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意		表層利用注意		
	第2b種										粒度分布注意
	第2種改良土		表層利用注意				表層利用注意		表層利用注意		淡水域利用注意
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種		施工機械の選定注意		施工機械の選定注意		施工機械の選定注意		施工機械の選定注意		粒度分布注意
	第3b種		施工機械の選定注意		施工機械の選定注意		施工機械の選定注意		施工機械の選定注意		
	第3種改良土		表層利用注意 施工機械の選定注意		施工機械の選定注意		表層利用注意 施工機械の選定注意		表層利用注意 施工機械の選定注意		淡水域利用注意
第4種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもの)	第4a種										粒度分布注意
	第4b種										
	第4種改良土										淡水域利用注意
泥土	泥土a										
	泥土b										
	泥土c	x		x		x					

参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

\* 「締固めた土のコーン指数試験方法 (JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作成	試料	1.75 mmふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は9.5 mmふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100 mm 高さ 127.3 mm
	ランマー	質量 2.5 kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30 cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm <sup>2</sup> 、先端角度 30度のもの。
	貫入速度	1 cm/s
	方法	モールドをつけたまま、垂直にコーン先端を供試体上端部から5 cm、7.5 cm、10 cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5 cm、7.5 cm、10 cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の断面積 3.24 cm <sup>2</sup> で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。



## 佐賀県建設副産物再生利用方針

### (総則)

第1条 この方針は、佐賀県が発注する工事で使用する建設副産物を再生した建設資材の利用方法について定める。

### (建設副産物再生利用の基本方針)

第2条 再生資材の利用については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づき積極的に推進するものとする。

なお、運用に当たっては、本方針によるものとする。

### (適用範囲)

第3条 佐賀県が発注する全ての建設工事に適用する。

### (対象とする建設副産物)

第4条 対象とする指定副産物のうち、建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を対象とする。

### (利用方法)

第5条 建設副産物の利用は、次の各号による。

#### (1) 建設発生土、建設汚泥

ア 工事に必要な土については、建設発生土情報交換システム等の活用によりリサイクル情報の収集に努め、工事現場から50kmの範囲内の他工事からの流用を原則とする。

イ 搬入に係る運搬費については、発生側の工事に運搬費が計上されていない場合に限り、搬入側で計上することができるものとする。

ウ 工事で発生する石材(岩石、巨石)等については、可能な限り資材としての利用に努める。

エ 発生した状態での再利用が不可能な土についても、土質改良等により積極的に再利用に努める。なお、具体的な運用については、「建設発生土利用技術マニュアル第4版」(平成25年土木研究センター)を参考にする。

オ 建設汚泥については、改良(焼成、固化脱水、乾燥及びセメント・石灰等による安定処理等)を施すなど、再生利用に努めるものとする。

また、再生利用する場合の品質区分は、原則としてコーン指数を指標としその指標及び各々の区分に応じた用途については、「佐賀県建設副産物処理方針(令和2年10月1日適用)」の表-1 土質区分基準、表-3の1、3の2 適用用途標準によるものとする。

カ セメント及びセメント系固化材を使用して建設発生土及び建設汚泥を土質改良する場合は、六価クロムが土壤環境基準(0.05ppm)を越える濃度で土壤中に溶出する恐れがあるため、【「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」の一部変更について(平成13年4月20日付 国官技第16号 国土交通省大臣官房技術調査課)】により、事前に安全性を確認するものとする。

#### (2) コンクリート塊

ア 再利用の対象工事は、(表-3)に掲げる工事とする。

イ 再利用用途については、「資源有効利用促進法」に関する「省令第19号」に掲げられているが、(表-3)に掲げる利用用途については、再生資材の使用を原則とする。

ただし、資材が市場にないものについては、新材を使用する。

再利用の対象工事 (表 - 3)

資材種別	対象工事	利用用途	備考
再生コンクリート砂 (RS - 10)	下水道工事 電線共同溝工事	・管路(電線・下水道)の埋戻し材	中間処理 施設にお ける生産 品
再生クラッシャーラン (再C - 40)	すべての工事	・小型構造物の基礎材 ・ブロック積み、擁壁の裏込め材 ・仮設運搬路の路盤材 ・その他簡易な用途	
再生クラッシャーラン (RC - 40)	同上	・下層路盤	
再生粒調砕石 (RM - 40)	同上	・上層路盤	
再生栗石 (5 ~ 15 cm)	同上	・小型構造物の基礎材・擁壁の裏込め 材	

(注1) 再生クラッシャーラン(再C-40、RC-40)については、再生材100%の使用を原則とする。ただし、以下の場合の条件については、新規材を混合することができるものとする。

(1) 品質を確保出来ない場合は、下記の条件を全て満たすことにより混合できる。

- ・新規材の配合率は50%以下とすること。
- ・品質が確保出来ない理由書・試験結果等を提出すること。

(2) 副産物の供給等の問題で新規材を混合する場合は、下記の条件を全て満たすことにより混合できる。

- ・再生材100%を生産し、その再生材の販売量が販売量全体の50%以上あること。
- ・新規材の配合率は50%以下とすること。
- ・前年度の(月別)のコンクリート塊の供給量、再生材の生産量・販売量を提出し、新規材を混合する理由書を提出すること。

また、アスファルト・コンクリート塊を混合する場合は、配合率を50%以下とする。

(注2) 再生砂(RS-10)、再生粒調砕石(RM-40)については、アスファルト・コンクリート塊は混合しないものとする。

(注3) 工事現場内で再利用する場合は、p.15(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の処理フロー)を参照するものとする。

ウ 再生石材は、工事現場から40kmの範囲内にある「佐賀県建設副産物再生施設」の指定を受けた施設で再生されたものを原則として利用する。

但し、これにより難しい場合は発注者と受注者が協議するものとする。(特記仕様書に記載)

エ 再生石材の品質基準については、「再生石材の品質基準」によるものとする。

オ 再生砂の品質基準については、「再生コンクリート砂の品質基準」によるものとする。

(3) アスファルト・コンクリート塊の利用について

ア 再利用の対象工事は、(表-4)に掲げる工事とする。

イ 再生加熱アスファルト混合物の種類については、次のものとする。

(ア)「プラント再生舗装技術指針」の規格に合致する再生加熱アスファルト混合物(分級型)

(イ)上記以外の再生加熱アスファルト混合物(非分級型)

ウ 再利用用途については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に関する「省令第19号」に掲げられているが、(表-4)に掲げる利用用途については、再生資材の使用を原則とする。

エ 再生加熱アスファルト混合物の利用については、施設現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内の「佐賀県建設副産物再生施設」の指定を受けた施設で生産されたものを原則として利用する。

ただし、これにより難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。(特記仕様書に記載)

オ 再生加熱アスファルト混合物の品質基準については、「再生加熱アスファルト混合物の品質基準」によるものとする。

再利用の区分 (表-4)

資材種別		利用用途 (注1)	備考
再生加熱 アスファルト混合物	分級型	すべての道路の表層・基層	
	非分級型	舗装計画交通量が1,000(台/日・方向)未満の道路の表層・基層(注2、3)	
アスファルト安定処理路盤材		すべての道路のAs安定処理路盤	
再生クラッシャーラン (再C-40)		・小型構造物の基礎材・ブロック積み、 擁壁の裏込め材 ・仮設運搬路の路盤材・その他簡易な用途 (注4)	中間処理施設における生産品
再生クラッシャーラン (RC-40)		・下層路盤 (注4)	

(注1) 対象とする道路は、農道、林道を含むすべての道路について適用する。

(注2) 非分級型の使用については、積算時に前述工の規定により判断する。なお、協議により分級型の使用が妥当と判断される場合は、材料承認にて使用を認めるものとするが、設計変更の対象とはしないものとする。また、基層に使用する場合は、非分級型密粒度As合材と分級型粗粒度As合材を経済比較のうえ、判断する。

(注3) 舗装計画交通量は「舗装設計施工指針」(付録-5 アスファルト舗装の構造設計例)によるものとする。

(注4) 再生クラッシャーラン(再C-40、RC-40)については、アスファルト・コンクリート塊の配合率を50%以下とする。

(4) 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化等により再資源化された木質ボード、堆肥等の利用に努めるものとする。

(各段階における計画書・実施書等の作成)

第6条 再生資源利用計画書・実施書の作成は、次の各号による。

(1) 対象工事

ア 計画書及び実施書の作成対象工事

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に関する「建設省令第19号」及び「建設リサイクル法」に基づき、次のいずれかに該当するもの

(ア) 体積が1000m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する工事

(イ) 重量が500t以上の砕石を搬入する工事

(ウ) 重量が200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(エ) 建設リサイクル法の対象工事(建築物解体80m<sup>2</sup>以上、建築物新築・増築500m<sup>2</sup>以上、建築物リフォーム等1億円以上、土木工事等500万円以上)

イ 再生資源利用実施書のみ作成対象工事

上記対象工事以外の工事のうち、最終請負金額が100万円以上の工事

(2) 計画書・実施書等の作成

発注者は、次の各段階において計画書・実施書等を整備するものとする。

ア 計画段階及び設計段階

計画段階における「リサイクル計画書(概略設計・予備設計)」(別添1)及び設計段階における「リサイクル計画書(詳細設計)」(別添2)の作成を設計業務の受託者に求めるものとする。

イ 積算段階

積算段階における「リサイクル計画書(積算段階)」(別添3)を作成するものとする。

ウ 契約段階

建設リサイクル法の対象工事において法第11条に規定する通知書(様式-3)を作成し、「再生資源利用計画書」(様式-1)を添付して工事着手前までに工事場所を所管する土木事務所(佐賀市内の工事の場合は佐賀市役所)へ提出するものとする。

エ 施工段階

工事着手前に「再生資源利用計画書」(様式-1)の作成を請負業者に求めるものとする。

オ 完了段階

・建設リサイクルが困難な場合、「リサイクル阻害要因説明書」(別添4)を作成するものとする。

・工事完了後に「再生資源利用実施書」(様式-1)の作成を請負業者に求めるものとする。

(3) 特記仕様書による明示

発注者は、計画書・実施書等の作成について、設計委託の場合は「リサイクル計画書」(様式-4)により明示するものとする。

(4) チェックリストの作成

各段階における建設リサイクル計画・実施等が適切に行われたかを確認するための建設リサイクルチェックリスト(様式-5)を作成するものとする。

(再生材利用の条件明示及び施工管理)

第7条 再生材利用の条件明示及び施工管理は、次の各号による。

(1) 再生資材使用の条件明示

発注者は、再生資材の搬入条件を「公共工事建設副産物特記仕様書」(様式-6)により明示するものとする。

(2) 施工管理書類

発注者は、再生材使用時においても新規材使用の場合と同様な施工管理を請負業者に求めるものとする。また、再利用施設からの材料の搬入については「再生資材利用確認表」(様式-12)を品質管理書類への添付を求めるものとする。

附則(適用期日)

この方針は、平成17年4月1日から適用する。

佐賀県建設副産物再生利用方針(平成6年4月1日適用)は、廃止する。

附則(適用期日)

この方針は、平成16年6月15日から適用する。

附則(適用期日)

この方針は、平成17年4月1日から適用する。

附則(適用期日)

この方針は、平成21年4月1日から適用する。

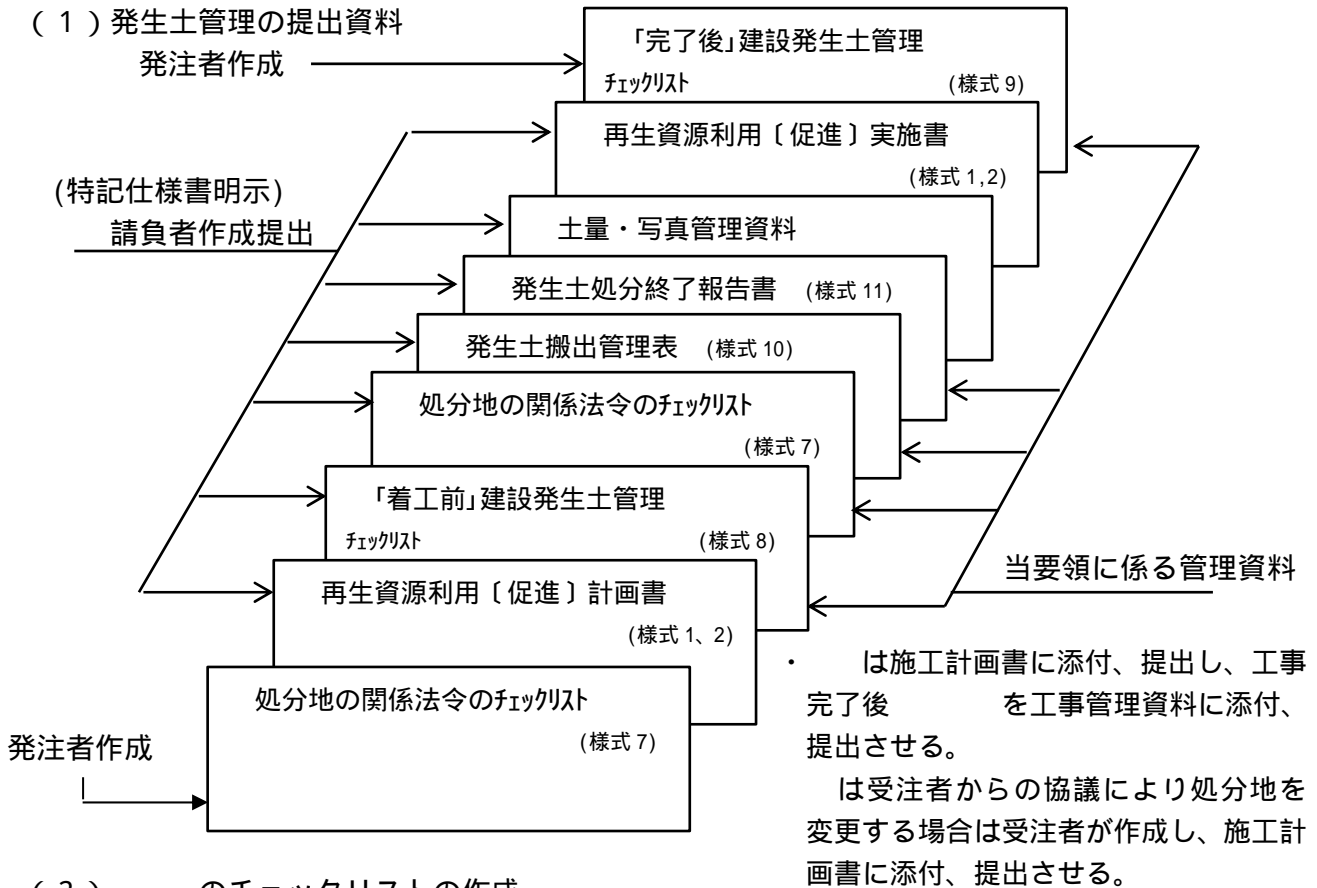
附則(適用期日)

この方針は、令和2年10月1日から適用する。

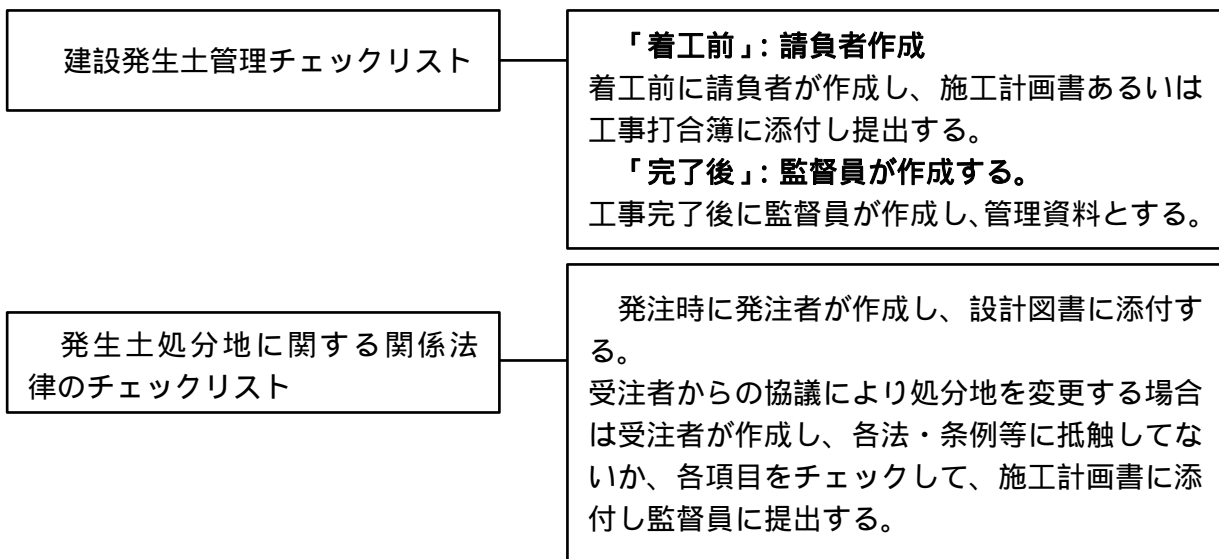
## 建設発生土管理資料の作成要領

### 《管理資料作成の目的》

「建設発生土」の適正な処管理を行うため、発生土の流用・搬出先、処分量等を正確に把握するとともに、処分地に関する法律・条例等に抵触することなく適正な処分を行うことを目的とするものである。



### (2) のチェックリストの作成



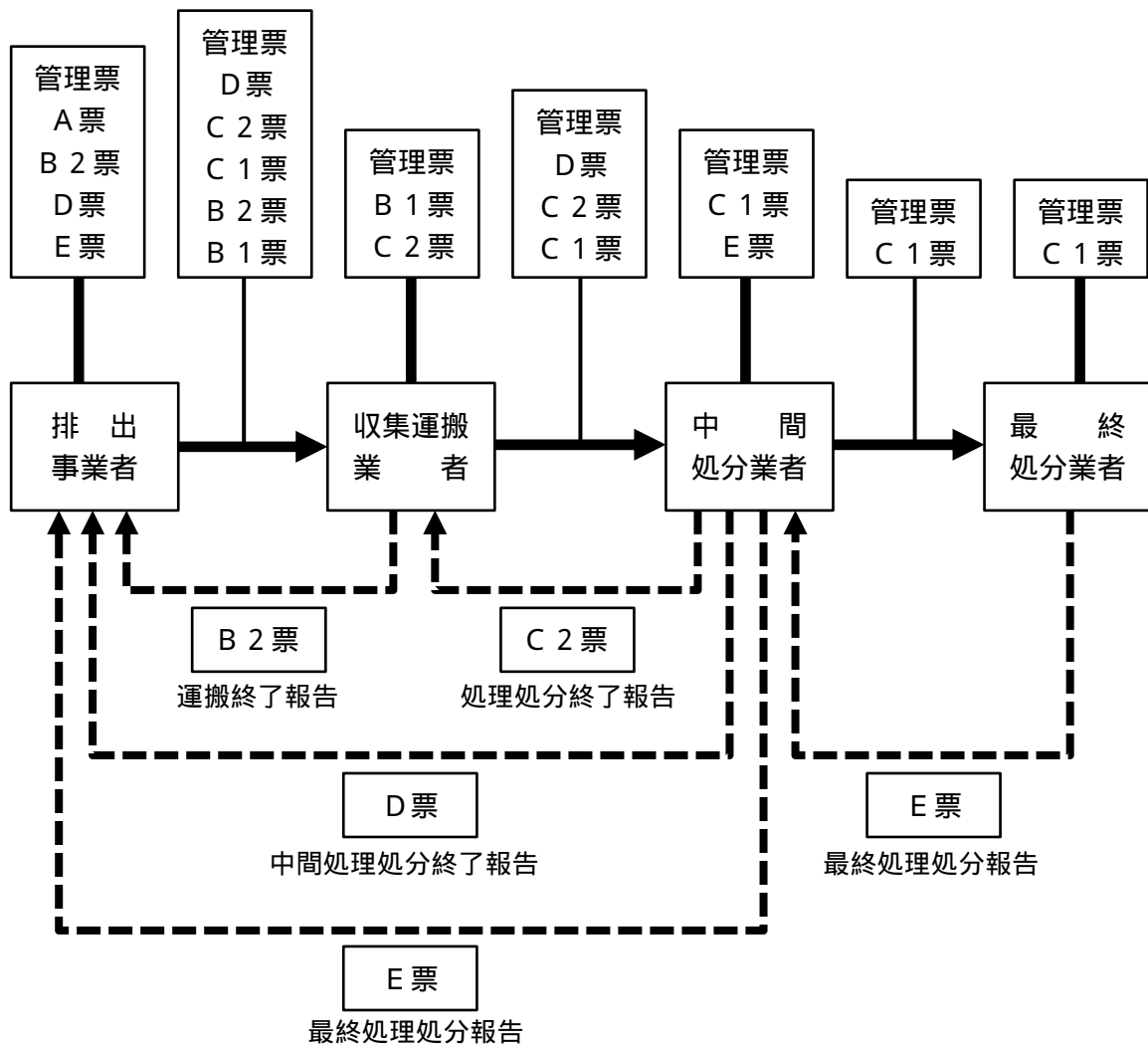
### (3) 適正な変更契約

「特記仕様書の処理条件」に変更が生じた場合は、契約変更を行うことで必ず甲乙協議行って下さい。

## マニフェストの流れと残土管理の流れ

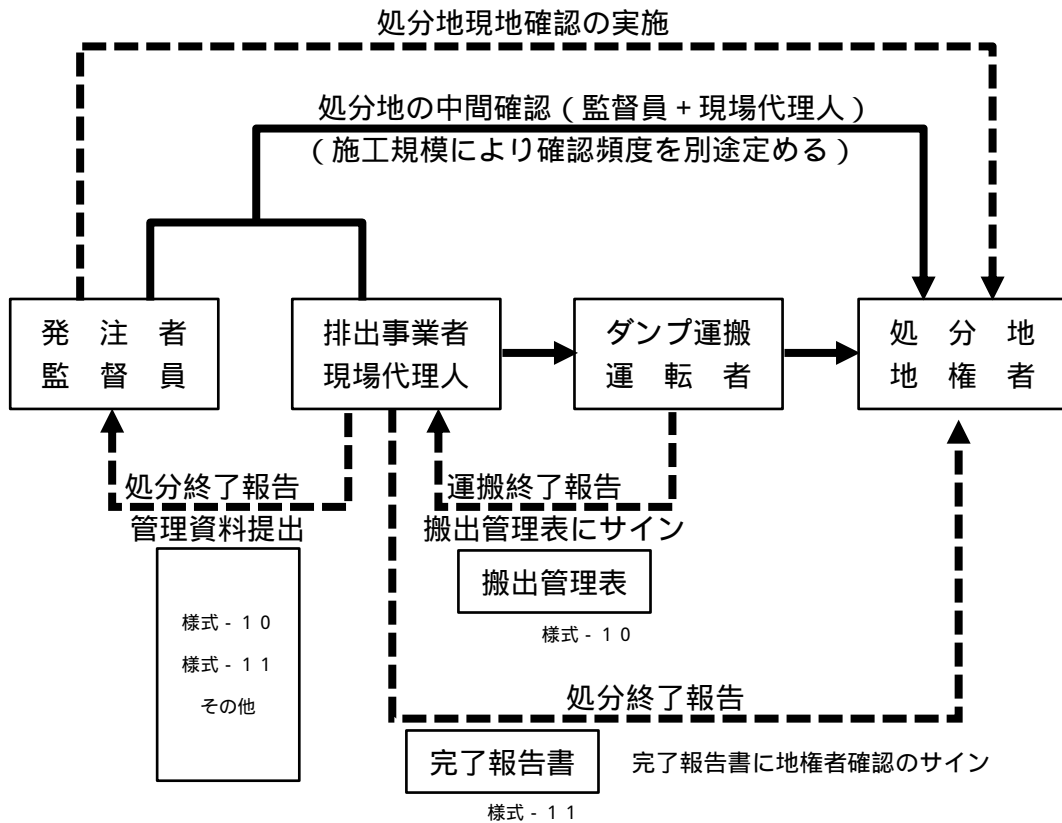
### 〔産業廃棄物処分管理の流れ〕

- A 票：排出業者の控え
- B 1 票：収集運搬業者の控え
- B 2 票：排出事業者が、委託した収集運搬業者により処分業者へ運搬されたことを確認するもの。（収集運搬業者より受け取る）
- C 1 票：処分業者の控え
- C 2 票：収集運搬業者が、自分の運搬した廃棄物の処分を確認するもの。
- D 票：排出事業者が最終的に処分を確認するための票。（処分業者より返送）
- E 票：排出事業者及び中間処理業者が最終的に処理を確認するための票（中間処理業者が最終処分する場合）

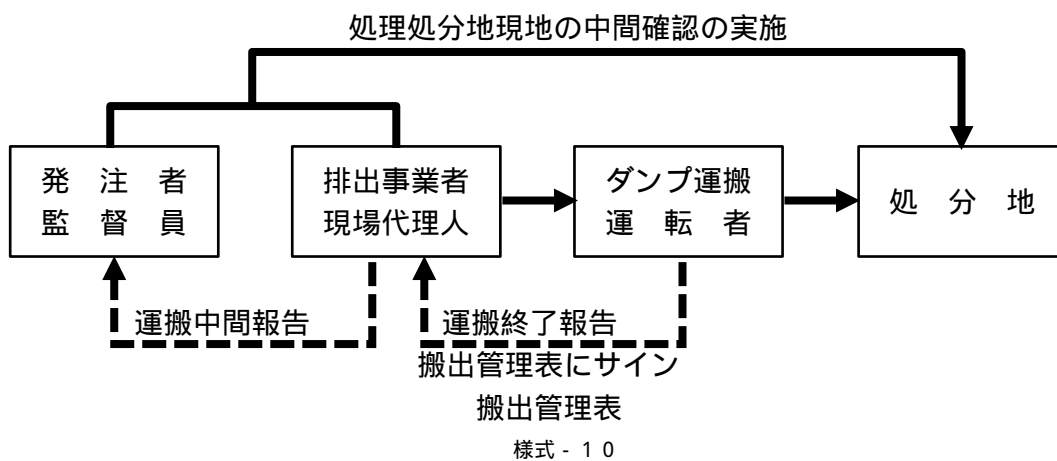


E 票は、最終処分する場合に発生し、中間処理施設にから再生施設へ搬入される場合は発生しない。

〔発生土処分管理の流れ〕

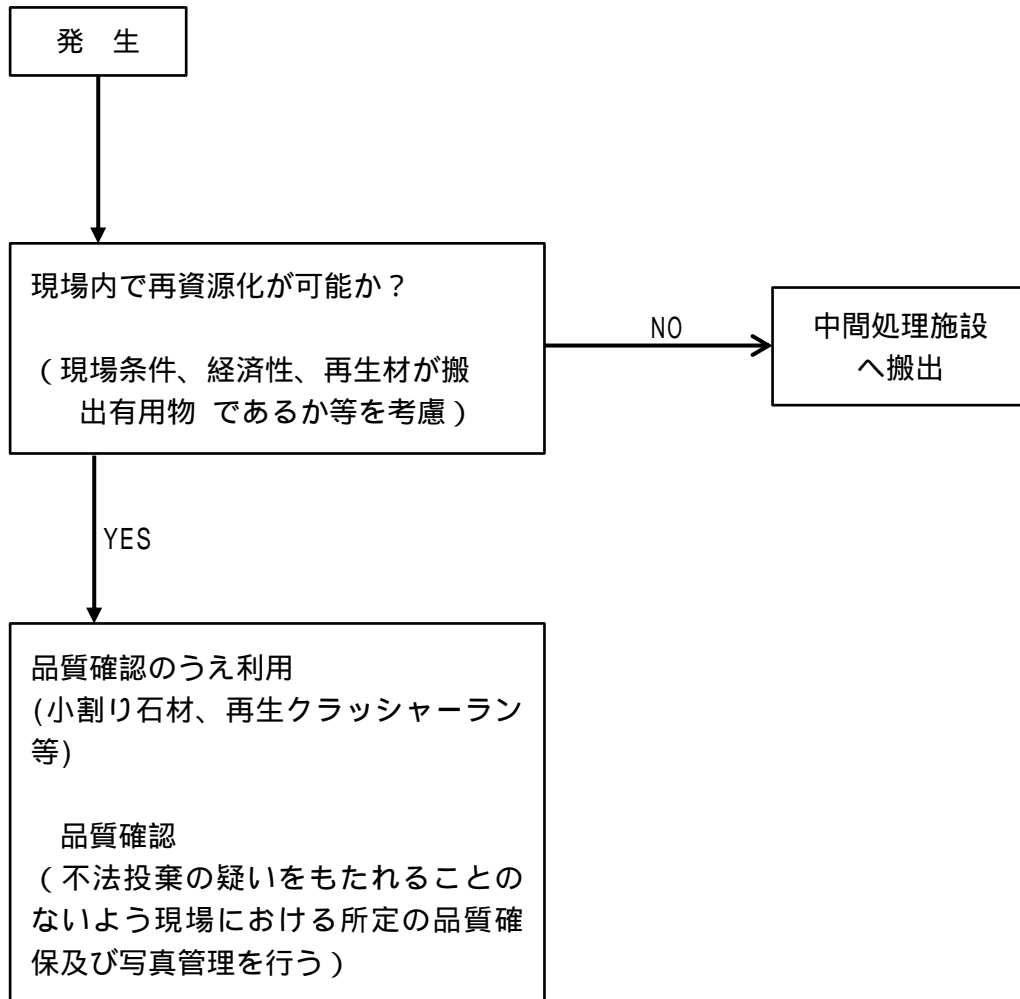


〔発生土処分の中間確認立会の流れ〕



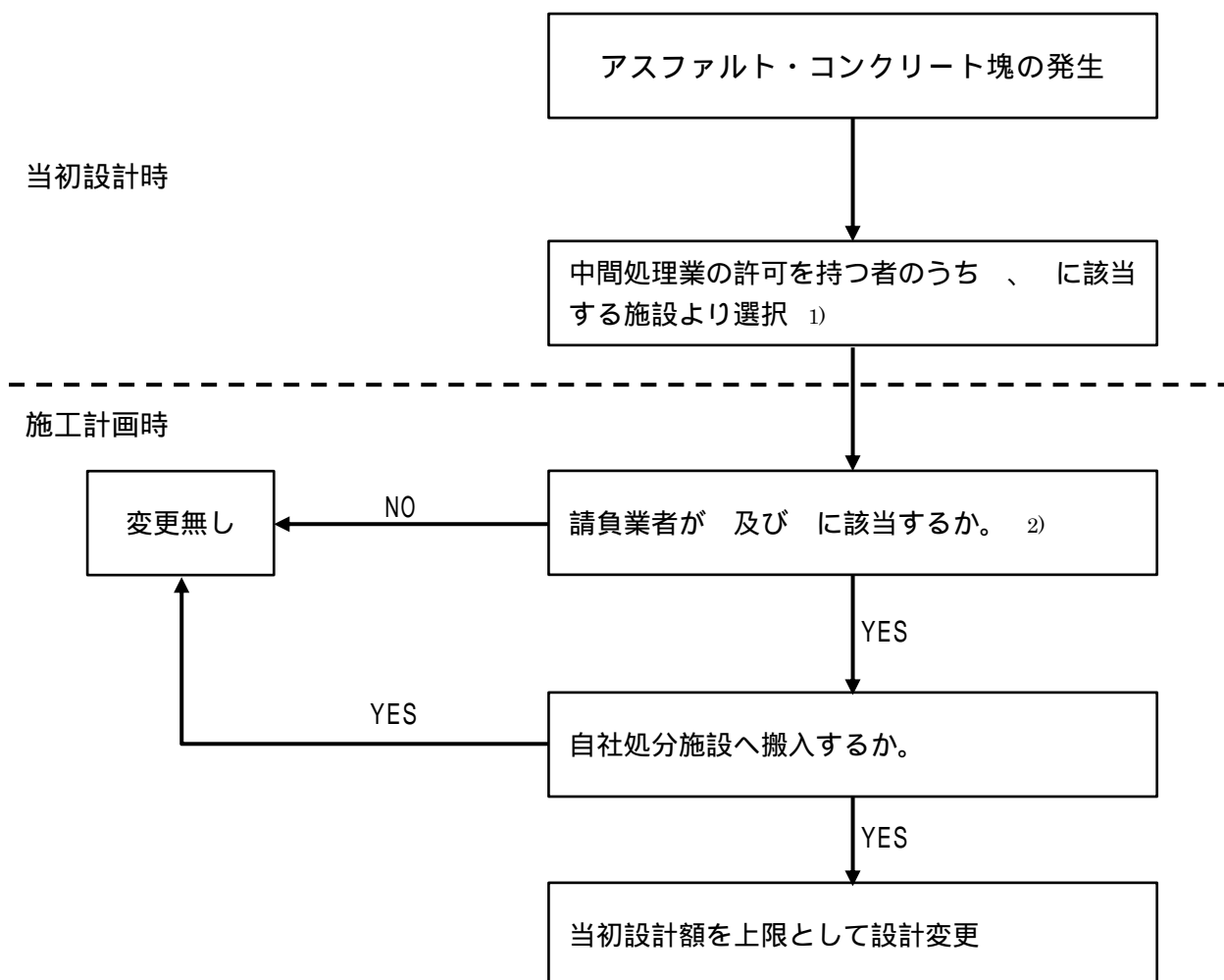


## コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の処理フロー



有用物とは有価物（売られているもの）たる性状を有するもの

## アスファルト・コンクリート塊の搬出フロー



1) 設計積算では、処理施設までの運搬費と処理費を組み合わせた価格を経済比較し選定する。なお、設計で選定された施設は任意である。

2) 、の施設は、その施設を請負業者が所有している場合で、当該工事から発生するもの以外は処理できない。

県内中間処理業及び施設（がれき類）の許可を持つ再生加熱アスコン生産施設

県内中間処理業及び施設（がれき類）の許可を有し、再生骨材（0～13mm）を再生加熱アスコン生産施設へ販売している施設

県内中間処理業（がれき類）の許可は持たないが、破碎処理施設の許可を持つ再生加熱アスコン施設

県内中間処理業及び施設（がれき類）の許可は持たないが、許可を要しない小規模の破碎処理施設（5t/日以下）を持つ再生加熱アスコン施設

## 建設副産物処理、再生利用に係る様式

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）(別添1)	18
リサイクル計画書（詳細設計）(別添2)	19
リサイクル計画書（積算段階）(別添3)	20
リサイクル阻害要因説明書（別添4）	21
再生資源利用計画書（実施）(様式-1)	23
再生資源利用促進計画書（実施）(様式-2)	24
通知書（様式-3）	25
リサイクル計画書（様式-4）	26
建設リサイクルチェックリスト（様式-5）	27
公共工事建設副産物特記仕様書（様式-6）	28
発生土処分地に関する関係法律のチェックリスト（様式-7）	29
建設発生土管理チェックリスト（着工前）(様式-8)	31
建設発生土管理チェックリスト（完了後）(様式-9)	32
発生土搬出管理表（様式-10）	33
発生土処分終了報告書（様式-11）	34
再生資材利用確認表（様式-12）	35

## リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

## 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

## 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用可能量	再生材利用可能量	新材利用可能量	再生資源利用率 ( + ) / × 100	備考
土砂	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砂	ト	ト	ト	ト	%	
砕石	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト混合物	ト	ト	ト	ト	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

建設副産物搬出計画

## 画

建設副産物の種類	発生量	現場内利用 可能量	他工事への 搬出可能量	再資源化施設への 搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 ( / × 100 )	備考
建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	%	
コンクリート塊	ト	ト		ト		%	
アスファルト・コンクリート塊	ト	ト		ト		%	
建設汚泥	ト	ト		ト		%	
取りこわし建物	件					%	

地図、航空写真、踏査等から検討する。

利用可能量は、現時点で算出可能なものとする。

建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

別添 2

リサイクル計画書（詳細設計）

設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用可能量	再生材利用可能量	新材利用可能量	再生資源利用率 ( + ) / × 100	備考
土 砂	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砂	ト	ト	ト	ト	%	
砕 石	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト混合物	ト	ト	ト	ト	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	発生量	現場内利用 可能量	他工事への 搬出可能量	再資源化施設への 搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 ( / × 100 )	備考
建設発生土	第1種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第2種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第3種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第4種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	泥土（浚渫土）	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
コンクリート塊	ト	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト・コンクリート塊	ト	ト	ト	ト	ト	%	
建設発生木材	ト	ト	ト	ト	ト	%	
建設汚泥	ト	ト	ト	ト	ト	%	

建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

第1種建設発生土：砂、礫及びこれらに準ずるもの。

第2種建設発生土：砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

第3種建設発生土：通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

第4種建設発生土：粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

泥土（浚渫土）：浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

リサイクル計画書（積算段階）

1 事業（工事）概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
設計概要等	
工期（予定）	

2 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用量	再生材利用量	新材利用量	再生資源利用率 ( + ) / × 100	備考
土 砂	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砂	ト	ト	ト	ト	%	
砕 石	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト混合物	ト	ト	ト	ト	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	発生量	現場内利用量 (減量化量)	他工事への 搬出量	再資源化施設 への搬出量	ストックヤードへの 搬出量	場内利用率 / × 100	有効利用率( + + ) / × 100	備考
建設発生土	第1種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
	第2種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
	第3種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
	第4種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
	泥土（浚渫土）	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
	合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
コンクリート塊	ト	ト	ト	ト		%	%	
アスファルト・コンクリート塊	ト	ト	ト	ト		%	%	
建設汚泥	ト	ト	ト	ト		%	%	
建設発生木材	ト	ト	ト	ト		%	%	

建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

第1種建設発生土：砂、礫及びこれらに準ずるもの。

第4種建設発生土：粘性土及びこれらに準ずるもの。

第2種建設発生土：砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

泥土（浚渫土）：浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

第3種建設発生土：通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

建設汚泥、建設発生木材の、「現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

「ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

別添 4

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工事名	
工事概要	

建設資材利用計画

[ ]内：目標値、( )内：達成値	土 砂	砕 石	アスファルト混合物
再生資源利用率の目標値(100%)を達成できない理由	( ) [%]	( ) [%]	( ) [%]
再生材の供給場所がない	[ ] [%]	[ ] [%]	[ ] [%]
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

( )

建設副産物搬出計画・実績

1 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[ ]内：目標値、( )内：達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
再生資源利用率の目標値(100%)を達成できない理由	( ) [%]	( ) [%]	( ) [%]
他に再利用できる現場がない	[ ] [%]	[ ] [%]	[ ] [%]
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

( )

## 2 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[     ] 内：目標値、(     ) 内：達成値	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
	(            % )	(            % )	(            % )
再生資源利用率の目標値（100%）を達成できない理由	[            % ]	[            % ]	[            % ]
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

注）それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合（建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合）は、該当品目の理由の欄に 印をつける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に 印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。



1.工事概要

(赤着色セルは必須入力箇所です。)

発注機関を選択	大分類	発注機関コード	法人番号	← <a href="https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/">https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</a>		
	中分類	発注機関コード	請負会社名	建設業許可の場合	号	記入年月日 R 年 月 日
	小分類	発注機関コード	建設業許可の場合	号	解体工事登録の場合	号
		担当者	会社所在地	TEL	TEL Email	調査票記入者

工事名	工種を選択	工事種別コード*3	請負金額	千百十 千百十 億 億 億 万 万 万 1万円未満四捨五入	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	千百十 千百十 億 万 万 万 1万円未満四捨五入	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	再資源化等が完了した年月日	令和 年 月 日	建築面積	延床面積	構造	用途
工事施工場所		住所コード	工期	万円(税込み)	万円(税込み)	再資源化等が完了した年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	階数	地上 階	地下 階	
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)			再生資源の供給元施設、工事等の名称			再生資材の供給元場所住所			※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。			

2.建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)				再生資源	
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	利用率
	コード*6		コード*6	小数点第三位まで	コード*7	小数点第三位まで		住所コード*4	B/A × 100
特定建設資材	コンクリート			トン		トン			0 %
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン		トン			0 %
	木材			トン		トン			0 %
	合計			0.000		0.000			0 %
その他の建設資材	土砂			締めm <sup>3</sup>		締めm <sup>3</sup>			0 %
	砕石			m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>			0 %
	塩化ビニル管・継手			トン		トン			0 %
	石膏ボード			トン		トン			0 %
合計			0.000		0.000			0 %	

コード\*5  
 コンクリートについて  
 1.生コン(バージン骨材) 2.再生生コン(Co再生骨材H) 3.再生生コン(Co再生骨材M) 4.再生生コン(Co再生骨材L) 5.再生生コン(その他再生材) 6.無筋コンクリート二次製品(バージン骨材) 7.無筋コンクリート二次製品(リユース品) 8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材) 10.その他  
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
 1.有筋コンクリート二次製品(バージン骨材) 2.有筋コンクリート二次製品(リユース品) 3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材) 5.その他  
 木材について  
 1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード  
 アスファルト・コンクリートについて  
 1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン 3.細粒度アスコン 4.開粒度アスコン 5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル 7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他  
 土砂について  
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂 10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)  
 砕石について  
 1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石 5.ぐり石、割ぐり石、自然石 6.その他  
 塩化ビニル管・継手について  
 1.硬質塩化ビニル管 2.その他  
 石膏ボードについて  
 1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード 4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他  
 その他の建設資材について  
 (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード\*6  
 アスファルト・コンクリートについて  
 1.表層 2.基層 3.上層路盤 4.歩道 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)  
 土砂について  
 1.道路路体 2.路床 3.河川築堤 4.構造物等の裏込材、埋戻し用 5.宅地造成用 6.水面埋立用 7.ほ場整備(農地整備) 8.その他  
 砕石について  
 1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材 3.構造物の裏込材、基礎材 4.その他  
 塩化ビニル管・継手について  
 1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケーブル用 4.農業用 5.設備用 6.その他  
 石膏ボードについて  
 1.壁 2.天井 3.その他  
 その他の建設資材について  
 (利用用途を具体的に記入して下さい)

コード\*7  
 コンクリートについて  
 1.再生生コン(Co再生骨材H) 2.再生生コン(Co再生骨材M) 3.再生生コン(Co再生骨材L) 4.再生生コン(その他再生材) 5.無筋コンクリート二次製品(リユース品) 6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材) 8.その他  
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
 1.有筋コンクリート二次製品(リユース品) 2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材) 4.その他  
 木材について  
 1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード  
 アスファルト・コンクリートについて  
 1.再生粗粒度アスコン 2.再生密粒度アスコン 3.再生細粒度アスコン 4.再生開粒度アスコン 5.再生改質アスコン 6.再生アスファルトモルタル 7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他  
 土砂について  
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂  
 砕石について  
 1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他  
 塩化ビニル管・継手について  
 1.再生硬質塩化ビニル管 2.その他  
 その他の建設資材について  
 (利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

コード\*8  
 再生資材の供給元について  
 1.現場内利用 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 4.再資源化施設 5.土砂ストックヤード 6.その他

コード\*9  
 施工条件について  
 1.再生材の利用の指示あり 2.再生材の利用の指示なし

# 様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

**裏面**

## 2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率					
	場外搬出時の性状	(掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	用途コード *10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量法コード *11	③減量化量 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。		区分	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所		住所コード *4	運搬距離 千 百 十 一 km	搬出先の種類 コード *13	④現場外搬出量 小数点第三位まで		うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	②+③+⑤ ① (%)	
資材廃棄物	コンクリート塊	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	建設発生木材A (注:ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	アスファルト・コンクリート塊	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
建設廃棄物	その他がれき類	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	建設汚泥	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	金属くず	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	廃塩化ビニル管・継手	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	廃石膏ボード	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	紙くず	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	アスベスト (飛散性)	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
	その他の分別された廃棄物	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%	
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000	トン					搬出先1						km			トン		0.000	トン	0%		
建設発生土	第一種建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>					搬出先1						km			地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
	第二種建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>					搬出先1						km			地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
	第三種建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>					搬出先1						km			地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
	第四種建設発生土	0.000	地山m <sup>3</sup>					搬出先1						km			地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
	浚渫土以外の泥土	0.000	地山m <sup>3</sup>					搬出先1						km			地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	0.000	地山m <sup>3</sup>					搬出先1						km			地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0%
	合計	0.000	地山m <sup>3</sup>					搬出先1						km			0.000	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>	0.000	地山m <sup>3</sup>

コード\*10  
1.路盤材 2.裏込材  
3.埋戻し材 4.その他

コード\*11  
1.焼却 2.脱水  
3.天日乾燥 4.その他

コード\*12  
施工条件について  
1.A指定処分  
(発注時に指定されたもの)  
2.B指定処分(もしくは準指定処分)  
(発注時には指定されていないが、  
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
3.自由処分

コード\*13  
【建設廃棄物の場合】  
1.売却  
2.他の工事現場  
3.広域認定制度による処理  
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)  
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)  
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)  
7.中間処理施設(単焼却)  
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)  
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】  
1.売却  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(海面)  
ただし、廃棄物最終処分場を除く  
4.土質改良プラント  
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード  
(再利用の目的がある場合)  
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード  
(再利用の目的がない場合)  
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業  
8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)  
9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)  
10.土捨場・残土処分場

注記)  
・一般廃棄物は記入しないで下さい。  
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

通 知 書

年 月 日

知 事  
市 町 長 様

( 工事発注者 ) 発注者職氏名 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 1 1 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名 担当者職氏名 電話番号	(内線 )		
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所 工事の概要	佐賀県 市町村 工事の種類 建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( )注 1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積 $m^2$ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積 $m^2$ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等請負代金____万円(税込)		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 工事着工予定日 : 平成 年 月 日		
請負者	会社名		現場代理人氏名	
	所在地	〒		
	電話番号	- - (内線 )	F A X	

受付番号 :

注 1 ) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例 : 舗装、築堤、土地改良等)

## リサイクル計画書

建設リサイクルガイドラインに基づき、各設計段階における「リサイクル計画書」を作成し、成果品に添付し提出すること。

### 1 業務委託名

\_\_\_\_年度 \_\_\_\_\_設計業務委託

### 2 委託箇所

\_\_\_\_市・郡 \_\_\_\_\_町 大字 \_\_\_\_\_地内

### 3 作成する計画書の種別（該当欄に 印）

- (    ) リサイクル計画書（概略設計） 別添 1  
 (    ) リサイクル計画書（予備設計） 別添 1  
 (    ) リサイクル計画書（詳細設計） 別添 2

### 4 その他

リサイクル計画書の作成に当たり、質疑が生じた場合は発注者（監督員）に指示を求めること。

### 5 参考資料

建設副産物の取り扱い方針（佐賀県）

建設副産物指定再生施設及び再生材一覧（石材、A s 合材）及び位置図

## 建設リサイクルチェックリスト

各段階	チ ェ ッ ク 内 容
計 画	<p>「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」の作成（受託者が作成）  設計業務発注時に「リサイクル計画書」の作成を義務づけているか  土工配分が適切に行われているか  建設廃棄物の発生抑制が考慮されているか  他事業との調整が行われているか</p>
設 計	<p>「リサイクル計画書（詳細設計）」の作成（受託者が作成）  （営繕工事においては「リサイクル計画書（実施設計）」）  設計業務発注時に「リサイクル計画書」の作成を義務づけているか  土工配分が適切に行われているか  建設廃棄物の発生抑制が考慮されているか  他事業との調整が行われているか  土質区分にあった適正な工法が計画されているか  建設リサイクルに関する新工法等が活用されているか  建設発生土情報交換システムが活用されているか</p>
積 算	<p>「リサイクル計画書（積算）」の作成（発注者が作成）  建設発生土情報交換システムが活用されているか  建設発生土利用のための相手工事との調整がされているか  再資源化施設の受け入れ調整及び再生材利用調整がされているか  特記仕様書で施工条件の明示がされているか（指定処分）  指定処分に対して適正な積算がされているか  建設リサイクルが困難な場合「リサイクル阻害要因説明書」が作成されているか  建設リサイクル法の対象工事における特定建設資材の分別解体及び再資源化に対して適切な積算がされているか</p>
契 約	<p>建設リサイクル法の対象工事における「通知書」の作成・提出（発注者が作成）  分別解体及び再資源化の計画等について契約前に請負者から説明を受けたか  コブリスにより再生資源利用〔促進〕計画書を確認し、通知書を土木事務所（佐賀市内の工事は佐賀市役所）へ提出したか</p>
施 工	<p>「再生資源利用〔促進〕計画・実施書」の作成（全工事を対象）（請負者が作成）  施工計画時と完了時に作成されているか  適正な処理計画となっているか  マニフェストとの確認がされているか  適正な処理がなされているか</p>
完 了	<p>「リサイクル実施書」の作成（発注者が作成）  建設リサイクルが困難な場合「リサイクル阻害要因説明書」が作成されているか  リサイクル実施書のとりまとめが行われたか</p>

## 公共工事建設副産物特記仕様書

公共工事建設副産物処理について

1. 処理条件は下記のとおりとする。

	処理の区別 (下記より選択)	運搬数量 (m <sup>3</sup> 、t)	運搬距離 片道 L(km)	運搬先所在地	処理施設名称等(公共 工事の場合は工事名)
コンクリート塊					
アスファルト・ コンクリート塊					
建設発生木材					
その他(具体的： )					
建設発生土					

イ. {A：自ら利用（現場内利用）・B：中間処理施設・C：最終処分場}への搬出及び{指定・任意}処分を記入

任意の場合、記載している処分施設以外への搬出を制限しない。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は、建設リサイクル法第16条により最終処分はできない。

2. 処理条件に変更が生じた場合は、発注者、請負業者の協議により設計変更する。

3. 建設発生土を処分する場合は、着工前、完了後について以下の資料を提出すること。

(1) 着工前

任意処分の場合は、「発生土処分地に関する関係法律のチェックリスト」(様式-7)

受注者からの協議により処理施設を決定する場合

「着工前」建設発生土管理チェックリスト(様式-8)

再生資源利用〔促進〕計画書(様式-1、2)

(2) 完了後

発生土搬出管理表(様式-10)

発生土処分終了報告書(様式-11)

土量・写真管理資料

再生資源利用〔促進〕実施書(様式-1、2)

再生資源利用計画書及び実施書は建設副産物情報交換システム(コプリス)で入力すること。

建設リサイクル法に基づく通知が必要な工事については、計画書を入力した後、メールで入力完了の報告を行うこと。なお、詳細については、県HP「建設リサイクル法に基づく11条通知の電子化試行について」を参照すること。

公共工事再生資材使用について

1. 再生資材の種類、使用数量：

再生資材の種類、規格	設計数量(m <sup>3</sup> )

2. 条件の変更：処理条件に変更が生じた場合は、発注者、請負業者の協議により設計変更する。

3. 再生資材使用における施工管理については、新規材使用の場合と同様にする。ただし、再利用施設からの材料の搬入については「再生資材利用確認表」(様式-12)を品質管理書類等に添付するものとする。

発生土処分地に関する関係法令のチェックリスト

様式ー7

(処分地を確定する場合に作成する)

残土処分地が下表のいずれかに該当すること。

法令等	関連条項	確認内容	有無	関係部署(法令所管課)
土砂条例 ※1		盛土埋立て許可		循環型社会推進課
土砂条例の適用除外法令				
港湾法	37条第1項	港湾区域工事等の許可		港湾課
	56条第1項	行為の許可		
森林法	10条の2第1項	林地開発		森林整備課
	34条第2項(44条)	保安林内作業許可		
	10条の8	伐採届		
道路法	32条第1項	占用許可		道路課
	91条第1項	行為の許可		
	24条	管理者以外の者の行う工事		
	35条	国の占用の特例		
河川法	24条	占用許可		河川砂防課
	26条第1項	新築等の許可		
	27条第1項	掘削等の許可		
	55条第1項	行為の制限		
	57条第1項	行為の制限		
	58条の4第1項	行為の制限		
	58条の6第1項	行為の制限		
20条	管理者以外の工事			
急傾斜地の崩壊による 災害防止に関する法律	7条第1項	行為の制限		
	7条第4項	行為の制限		
土砂災害警戒区域等に おける土砂災害防止対 策の推進に関する法律	10条第1項	開発行為の制限		
宅地造成等規制法	8条第1項	造成工事許可		都市計画課
土地区画整理法	76条第1項	建築行為等の制限		
都市公園法	5条第1項	管理者以外の施設の設置		
	6条第1項(33条第4項)	公園占用許可		
都市計画法	29条第1、2項	開発行為の許可		
	52条の2第1項	建築等の制限		
	59条第4項	都市計画事業の認可		
都市再開発法	66条第1項	建築行為等の制限		
	7条の9第1項	施工の認可		
	11条第1、3項	事業計画の認可		
	50条の2第1項	施工の認可		
	129条の2第1項	計画の認定		
都市緑地法	14条第1項	行為の制限		
土地区画整理法	4条第1項	施工の認可		
	14条第1、3項	設立の認可		
	51条の2第1項	施工の認可		
駐車場法	12条第1項	設置の届出		

(処分地を確定する場合に作成する)

残土処分地が下表のいずれかに該当すること。

法令等	関連条項	確認内容	有無	関係部署(法令所管課)
漁港漁場整備法	39条第1項	漁港の保全		農山漁村課
農地法	4条第1項	農地転用		
	5条第1項	農地転用権利移動の制限		
農業振興地域の整備に関する法律	15条の2第1項	開発行為の制限		
海岸法	8条第1項	行為の制限		河川砂防課
	13条第1項	管理者以外の工事		農山漁村課 港湾課
地すべり等防止法	18条第1項	行為の制限		河川砂防課 農山漁村課 森林整備課
	42条第1項	行為の制限		
	11条第1項	県以外の工事		
	20条第2項	許可の特例		
3,000m2未満 ※2 ※3				

※1 残土処分地の面積が3,000m2以上の場合は、原則土砂条例の許可が必要です。

土砂条例の適用除外法令の許可等を受けている場合には、土砂条例の許可は不要です。

※2 既にたい積している土砂と新規にたい積する土砂との合計面積が3,000m2以上とならないこと。

※3 3,000m2未満の場合は土砂条例の許可は必要ありませんが、法令の許可等が必要な場合があります。



《施工計画書に添付》

建設発生土管理チェックリスト（着工前）

（現場代理人チェック）

工事名・番号	現場代理人氏名	印
項目	チェック内容	
発生土の搬出業者	発生土運搬の実施（ 自社 下請 ） （ 下請業者名 _____ ） 下請けの場合 （ 下請土量 _____ m <sup>3</sup> ）	
処分について	処分地について 処分地の所在地 _____ 市・郡 _____ 町 大字 _____ 地内 地権者の氏名（ _____ ） 地権者承諾 （ 承諾済み 自社所有地 ） 現況の地目は何か（ _____ ） 農振法、森林法等の法的に問題ないか。 （ 受注者からの協議により処分地を変更する場合、別紙（様式7）関係法律チェックリストにより確認する。 ） [ 問題なし 許認可申請要す ] 許認可申請の内容、許可予定日 処分地までの実運搬距離 （ _____ ） km 発生土処分の内容 すべて工事間の流用 工事間一部流用、残り全て処分。 すべて処分	
処分地の確認	処分前の現状（既処分土の産廃物等の混入確認） 新規の処分地 既処分土問題なし 既処分土問題あり [ 既処分土問題ありの場合、どのように対処するのか。 ]	
処分地の跡地 利用は	地権者ヒヤリング。 [ 計画なし 計画あり（下記に概要記入） ]	

《管理資料提出時に作成》

## 建設発生土管理チェックリスト（完了後）

（監督員チェック）

工事名・番号	監督員氏名	印
項目	チェック内容	
処分の確認	処分地の位置図、搬路図の整備、 （ある なし） 残土搬出管理表、残土処分終了報告書 （ある なし） 処分地の着工前、完了後の写真整備 （有り なし） 積み込み、荷卸し状況管理写真 （有り なし） 積み込み、荷卸しダンプのナンバープレート確認 （確認 確認できない。） ダンプ検収状況写真 （有り なし） 処分土量の確認方法 発生土搬出管理表 処分地での直接断面管理 その他（ ）	
処分地の確認	現地の確認 施工途中の中間確認 年 月 日確認 確認してない。 [ 確認してない理由： ] 処分完了後の確認 年 月 日確認 確認してない。 [ 確認してない理由： ]	
設計変更	実質の運搬距離の変更に伴う契約変更 変更した。 変更しなかった。 [ 変更しなかった理由 ]	

チェック完了後、管理資料として保管する。

### 発生土搬出管理表

工事名称及び番号：

現場代理人氏名

印

搬出日	搬入先	使用運搬ダンプトラック及び運搬台数				総台数管理	搬出土	運搬確認
月/日	(所在地等)	規格	積載量(ルズ)	車両番号	運搬回数	累計台数	土質	運搬者サイン

搬入先：搬入先地番（例：    市字                      番地）又は、流用受入先の「工事名」等を記入する。  
 規格：10t 積み、4t 積み等を記入する。  
 積載量（ルズ）：代表されるダンプで、積み込まれた状態で検収した量（m<sup>3</sup>）を記入する。  
 車両番号：当該現場で使用される全てのダンプの車両を対象とする。  
 運搬回数：各ダンプの一日の搬出回数を記録する。  
 累計台数：全てのダンプ累計。  
 搬出土質：レキ混じり土、砂質土、粘性土、改良土等と記入する。  
**残土搬出管理表は、管理資料とし成功検査時に提出すること。**

発生土処分終了報告書

工事名称及び番号：  
印

現場代理人氏名

搬出日	搬入先 (所在地等)	搬入ダンプ台数 (ルーズ)			処分土量 ルーズ m <sup>3</sup>	処分地地権者確認	
		規格	搬入台数	1台積載量 m <sup>3</sup>		氏名	サイン又は印

再生資材利用確認表

工 事 名			
請負業者名			
出荷業者名	印		
再 生 資 材	規 格	設 計 数 量	使 用 数 量

## 佐賀県建設副産物再生施設指定要領

### (総則)

第1条 この要領は、佐賀県が発注する建設工事に使用する建設副産物を再生利用した建設資材を生産する施設の指定基準を定める。

### (指定の対象)

第2条 指定の対象は、次の要件を満たす施設とする。

- (1) 佐賀県内に所在地を置く施設であること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する「中間処理業」の許可業者であること。但し、建設副産物から生産された再生骨材等を他の中間処理施設等から購入又は自社処分により供給している施設についてはこの限りではない。
- (3) 再生砂については、佐賀県が定める「再生コンクリート砂の品質基準」に合致する製品を生産する施設であること。
- (4) 再生石材については、佐賀県が定める「再生石材の品質基準」に合致し、また再生加熱アスファルト混合物については、「再生加熱アスファルト混合物の品質基準」に合致する製品を生産する施設であること。
- (5) 本要領による指定を取り消されてから、2年以上経過した施設であること。

### (対象とする建設副産物)

第3条 この要領で対象とする建設副産物は、次のとおりとする。(表-1)

表 - 1

副産物の種類	対象施設の種類
コンクリート塊	再生砕石工場
アスファルト・ コンクリート塊	再生加熱アスファルト混合物工場 再生砕石工場

### (指定の申請)

第4条 指定工場の申請については、次の各号に従って申請書類を提出しなければならない。

- (1) 申請の時期  
随時
- (2) 提出書類
  - ア 申請書 (様式 - 1)
  - イ 資材の品質を証明する試験成績の写し(表 - 2)
  - ウ 価格見積り (様式 - 3)
  - エ 廃棄物処理業許可証の写し(第2条2項に該当する場合)
  - オ 会社概要及び施設概要(様式 - 4)(製造工程のフローシート及び機械・設備一覧を添付)
  - カ 施設位置図及び写真(様式 - 5)
  - キ 日常品質管理結果一覧表(任意の3日分以上)(様式 - 6)
  - ク 施設人員構成(様式 - 7)
  - ケ 材料試験器具一覧(再生加熱アスファルト混合物のみ)(様式 - 8)

表 - 2

副産物の種類	対象施設の種類	資材の種別	提出すべき試験成績表
コンクリート塊	再生砕石工場	再生コンクリート砂 (RS-10)	・ふるい分け試験
		再生クラッシャーラン (再C-40)	・ふるい分け試験
		再生クラッシャーラン (RC-40)	・ふるい分け試験 ・修正C B R 試験 (突き固め試験を含む) ・液性・塑性限界試験 ・すりへり試験
		再生粒調整石 (RM-40)	・ふるい分け試験 ・修正C B R 試験 (突き固め試験を含む) ・液性・塑性限界試験 ・すりへり試験
アスファルト・コンクリート塊	再生加熱アスファルト工場	再生栗石	・圧縮強度試験
		再生加熱アスファルト混合物	再生骨材 ・旧アスファルト含有量試験 ・旧アスファルト針入度試験 ・洗い試験
			再生アスファルト ・針入度試験 再生加熱アスファルト混合物 ・マーシャル試験
		再生アスファルト安定処理路盤材	・マーシャル試験
		再生クラッシャーラン (再C-40)	・ふるい分け試験
		再生クラッシャーラン (RC-40)	・ふるい分け試験 ・修正C B R 試験 (突き固め試験を含む) ・液性・塑性限界試験 ・すりへり試験

(3) 提出先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県県土整備部建設・技術課 (0952) 25-7168

(4) 指定の有効期間

指定の有効期間は第8条に規定する更新の日(毎年9月1日)までとする。

(指定通知)

第5条 指定申請のあった施設に対して、適当と認められた場合には、佐賀県県土整備部長より通知する。

(指定の取り消し)

第6条 指定した施設に対して、以下の場合には指定を取り消すことがある。

(1) 第2条の指定対象要件に該当しないことが判明した場合。

(2) 申請書類の記載内容に虚偽の事実が判明した場合。

(3) 公共事業に携わる者として著しく不適当な行為があったと認められる場合。

(記載内容の変更)

第7条 記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請を行う。

(指定の更新及び有効期間)

第8条 指定の更新は、下記に従って申請し、適当と認められた場合には、指定を更新する。

(1) 更新の時期

毎年9月1日(但し、年1回は佐賀県県土整備部長が指定業者に対して指定申請の案内を行う。)

(2) 提出期日

毎年7月末日

(3) 提出書類

ア 更新申請書 (申請様式 - 2)

イ 資材の品質を証明する試験成績の写し(表 - 2)

・再生コンクリート砂、再生石材の場合は、中間試験結果(年2回以上)の写し(但し、最初の指定日から9月1日までの期間が半年未満の場合は不要、半年以上から1年未満の場合は1回)

・再生加熱アスファルト混合物の場合は、佐賀県建設技術支援機構材料試験センター等発行の事前試験成績書(年1回以上)の写し

ウ 単価見積書(様式 - 3)

エ 廃棄物処理業許可証の写し

オ 会社概要及び施設概要(様式 - 4)(変更があった場合のみ)

カ 施設位置図及び写真(様式 - 5)(変更があった場合のみ)

キ 日常品質管理結果一覧表(任意の3日分以上)(様式 - 6)

ク 施設人員構成(様式 - 7)

ケ 材料試験器具一覧(再生加熱アスファルト混合物のみ)(様式 - 8)

(4) 提出先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県県土整備部建設・技術課 (0952)25-7168

(5) 指定の有効期間

指定の有効期間は1年間とする。

(検査)

第9条 指定した施設に対して、品質確認のため、必要に応じ立入検査を行うことができる。

この際に製品の提出を指示した場合は、指示製品を提供することとし、品質基準に合致しなければ、指定を取り消すことがある。

(附 則)

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

佐賀県建設副産物再生施設指定要領(平成6年4月1日適用)は、廃止する。

(附 則)

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成27年7月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

(附 則)



この要領は、令和2年10月1日から適用する。  
(附 則)  
この要領は、令和3年4月1日から適用する。

## 建設副産物再生施設指定に係る様式

佐賀県建設副産物再生施設指定申請書（様式 - 1）	4 1
佐賀県建設副産物再生施設指定更新申請書（様式 - 2）	4 2
建設副産物処理受け入れ価格見積書（様式 - 3 ~ 1）	4 3
建設副産物再生資材価格見積り（様式 - 3 ~ 2 ~ 1） （再生加熱アスファルト混合物 ~ 1）	4 4
建設副産物再生資材価格見積り（様式 - 3 ~ 2 ~ 2） （再生加熱アスファルト混合物 ~ 2）	4 5
建設副産物再生資材価格見積り（様式 - 3 ~ 2 ~ 3） （再生砕石）	4 6
建設副産物再生資材価格見積り（様式 - 3 ~ 2 ~ 4） （再生コンクリート砂）	4 7
会社概要及び施設概要（様式 - 4）	4 8
施設位置図及び写真（様式 - 5）	4 9
再生骨材品質管理実績表（様式 - 6 - 1 - 1）	5 0
再生コンクリート砂品質管理実績表（様式 - 6 - 1 - 2）	5 1
再生骨材品質管理結果一覧表（様式 - 6 - 2）	5 2
石材再生施設人員構成表（様式 - 7 - 1）	5 3
コンクリート砂再生施設人員構成表（様式 - 7 - 2）	5 4
アスファルト混合所人員構成表（様式 - 7 - 3）	5 5
試験室配置試験器具類調査表（様式 - 8）	5 6

( 様式 1 )

## 佐賀県建設副産物再生施設指定申請書

佐賀県県土整備部長 様

佐賀県建設副産物再生施設の指定を申請します。

年 月 日

〒

住 所

氏 名

施設名称

施設所在地

### 添 付 書 類

佐賀県建設副産物再生施設指定要領第 4 条に規定する試験成績表の写し

価格見積り ( 様式 3 )

廃棄物処理業許可証の写し ( 第 2 条 2 項に該当する場合 )

会社概要及び施設概要 ( 様式 - 4 )

施設位置図及び写真 ( 様式 - 5 )

日常品質管理資料 ( 様式 - 6 )

施設人員構成 ( 様式 - 7 )

材料試験器具一覧 ( 再生加熱アスファルト混合物のみ ) ( 様式 - 8 )

( 様式 2 )

## 佐賀県建設副産物再生施設指定更新申請書

佐賀県県土整備部長 様

佐賀県建設副産物再生施設の指定の更新を申請します。

年 月 日

〒

住 所

氏 名

施設名称

施設所在地

添 付 書 類

佐賀県建設副産物再生施設指定要領第 4 条に規定する試験成績表の写し

価格見積り ( 様式 - 3 )

廃棄物処理業許可証の写し ( 第 2 条 2 項に該当する場合 )

会社概要及び施設概要 ( 様式 - 4 ) ( 変更があった場合のみ )

施設位置図及び写真 ( 様式 - 5 ) ( 変更があった場合のみ )

日常品質管理資料 ( 任意の 3 日分 ) ( 様式 - 6 )

施設人員構成 ( 様式 - 7 )

材料試験器具一覧 ( 再生加熱アスファルト混合物のみ ) ( 様式 - 8 )

## 建設副産物中間処理受け入れ価格見積り

(様式 - 3 ~ 1)

( 年 月 日未現在 )

費用の種別	コンクリート塊 (鉄筋あり)	コンクリート塊 (鉄筋なし)	アスファルト・コンクリート塊	備 考
選 別 手 間	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
処 理 施 設 維 持 費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
場 内 管 理 費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
リサイクル施設への運搬費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
そ の 他	費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>
	費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>
	費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>
諸 経 費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
計	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
消 費 税 額	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
合 計	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	

(注) ・受け入れ単価をm<sup>3</sup>当たりで設定する予定ですので、単価は円 / m<sup>3</sup>で記入してください。

住 所 丁

氏 名

建設副産物再生資材価格見積り（再生加熱アスファルト混合物～1）

（様式 - 3～2～1）

（ 年 月末現在 ）

費用の種別	密粒度20mm 10%以下	密粒度20mm 10～20%	密粒度20mm 20～30%	密粒度13mm 10%以下	密粒度13mm 10～20%	密粒度13mm 20～30%	粗粒度20mm 10%以下	粗粒度20mm 10～20%	粗粒度20mm 20～30%	備 考
リサイクル施設設備費										
破 碎 費										
ふるい分け費										
積み込み費										
新材費										
混合費										
その他										
諸 経 費										
計										
消費税額										
合 計										
10km未満の運搬費										
10km毎の加算額										

（注）・販売予定のない製品については、空欄にしておいてください。

住 所 〒

氏 名

## 建設副産物再生資材価格見積り（再生加熱アスファルト混合物～2）

（様式 - 3～2～2）

（ 年 月未現在）

費用の種別	密粒度20mm 100%以下	粗粒度20mm 100%以下	密粒度13mm 100%以下	粗粒度13mm 100%以下					備 考
リサイクル施設設備費									
破 碎 費									
ふるい分け費									
積み込み費									
新材費									
混合費									
その他									
諸 経 費									
計									
消費税額									
合計									
10km未満の運搬費									
10km毎の加算額									

（注）・販売予定のない製品については、空欄にしておいてください。

住 所 〒

氏 名

## 建設副産物再生資材価格見積り（再生砕石）

（様式 - 3 ~ 2 ~ 3）

（ 年 月末現在）

費用の種別	再生砕石（0～40mm）	再生栗石（5～15cm）		備 考
リサイクル施設設備費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
破 砕 費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
ふるい分け費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
積み込み費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
新材費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
混 合 費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
そ の 他	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
諸 経 費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
計	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
消 費 税 額	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
合 計	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
10 km未満の運搬費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
10 km毎の加算額	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	

（注）・販売予定のない製品については、空欄にしておいてください。

住 所 〒

氏 名



## 建設副産物再生資材価格見積り（再生コンクリート砂）

（様式 - 3 ~ 2 ~ 4）

（ 年 月末現在）

費用の種別	再生コンクリート砂（0～40mm）	再生コンクリート砂（ ~ mm）		備 考
リサイクル施設設備費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
破 砕 費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
ふるい分け費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
積み込み費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
そ の 他	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
諸 経 費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
計	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
消費税額	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
合 計	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
10 km未満の運搬費	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	
10 km毎の加算額	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	円 / m <sup>3</sup>	

（注）・販売予定のない製品については、空欄にしておいてください。

住 所 〒

氏 名

## 会社概要及び施設概要

### 会社概要

会社名：

代表者

住所：〒

電話番号：

### 施設概要

施設名：

責任者名：

住所：〒

電話番号：

産業廃棄物処理業（中間処理：がれき類）の許可番号：

施設設置年月日：

処理能力（t/日）：

年間の出荷予定量（t）：

製造工程のフローシート： 別添 （任意様式）

機械・設備仕様一覧： 別添 （任意様式）

(様式 - 5)

(以下の内容であれば任意様式でも可)

### 施設位置図及び写真

施設位置図：詳細な位置が判る住宅地図等を添付

写真：全景、フロー図に示した各設備毎の稼働状況、原料(コンクリート塊、アスファルト塊)、及び製品(再生コンクリート砂、再生石材)のストック状況

施設名称		再生骨材品質管理実績表		
再生骨材名	試験月日	石材の品質基準		
		形状	強度	異物混入
		細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んではならない。	強硬、耐久であって、軟らかい又は壊れやすいコンクリート片の有害量を含んではならない。	清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイルなど)の有害量を含んではならない。
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
施設責任者 氏名		品質管理担当者 氏名		

施設名称		再生コンクリート砂品質管理実績表		
再生コンクリート砂名	試験月日	再生コンクリート砂の品質基準		
		形状	異物混入	備考
		細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んではいけない。	清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイルなど)の有害量を含んではいけない。	
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
施設責任者 氏名		品質管理担当者 氏名		



## 石材再生施設人員構成表

施設名称	
------	--

施 設	
施設の長	
(氏 名)	
(経験年数)	年
製造管理者	
(氏 名)	
(経験年数)	年
製造担当員	
(氏 名)	
(経験年数)	年
製造担当員	
(氏 名)	
(経験年数)	年

注: 該当の箇所に人員が配置されていない場合は  
記入しないこと。

(令和 年 月 日現在)

## コンクリート砂再生施設人員構成表

施設名称	
------	--

施 設	
施設の長	
(氏 名)	
(経験年数)	年
製造管理者	
(氏 名)	
(経験年数)	年
製造担当員	
(氏 名)	
(経験年数)	年
製造担当員	
(氏 名)	
(経験年数)	年

注: 該当の箇所に人員が配置されていない場合は  
記入しないこと。

(令和 年 月 日現在)



アスファルト混合所人員構成表

混合所番号	
-------	--

混合所	
混合所の長	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
製造管理者	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
製造担当員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
製造担当員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年

試験室	
試験主任	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
試験員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
試験員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
試験補助員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
製造担当員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年

注：該当の箇所に人員が配置されていない場合は記入しないこと。

(令和 年 月 日現在)

## 試験室配置試験器具類調査表

混合所番号			
試験器具名	数量	型式	備考
マーシャル自動突固め機			
マーシャル安定度試験機			
ふるい			
ふるい振とう機			
電子天秤			
乾燥炉			
密度測定器具			
抽出試験器具			
アスファルト回収装置			
アスファルト針入度試験機			
骨材比重及び吸水量測定器具			
細骨材比重及び吸水量測定器具			
恒温水槽			

## 再生コンクリート砂の品質基準

### 1 (目的)

この基準は、佐賀県において使用する建設副産物を再生利用したコンクリート砂の品質基準を定め、公共工事における工事の品質を確保することを目的とする。

### 2 (対象とする建設副産物と砂)

「資源の有効な利用の促進に関する法律」第十五条に関する建設省令19第5条に掲げる再生資材のうち表-1に掲げるものを対象とする。

表-1

建設副産物種別	再生砂	規格	利用用途
コンクリート塊	再生コンクリート砂	RS-10	・管路(電線・下水道)の埋戻し材

### 3 (再生コンクリート砂)

#### (1) 種類及び呼び名

再生コンクリート砂の種類及び呼び名は、表-2のとおりとする。

表-2

種類	呼び名
再生コンクリート砂	RS-10

#### (2) 品質基準

ア 細長いコンクリート片、薄っぺらなコンクリート片、柔らかいコンクリート片、壊れやすいコンクリート片等の有害量を含んでいてはならない。

イ 清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイルなど)の有害量を含んではならない。

ウ 最大粒径は10mm以下とする。

エ 粒度分布は、JIS A 1102(骨材のふるい分け試験方法)に規定する方法によって試験し、細粒分(75µm以下)の含有量(重量百分率)の上限を10%未満とする。

#### (3) 品質試験

ア 試験の時期は、以下のとおりとする。

a 指定申請時

b 中間試験(年2回以上)

イ 試験機関は、原則として「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」とする。

#### (附則)

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

#### (附則)

この基準は、令和2年10月1日から適用する。

## 再生石材の品質基準

### 1 (目的)

この基準は、佐賀県において使用する建設副産物を再生利用した石材の品質基準を定め、公共工事における工事の品質を確保することを目的とする。

### 2 (対象とする建設副産物と石材)

「資源の有効な利用の促進に関する法律」第十五条に関する建設省令19第5条、第6条に掲げる再生資材のうち表-1に掲げるものを対象とする。

表 - 1

建設副産物種別	再生石材	規格	利用用途
コンクリート塊  アスファルト・ コンクリート塊	再生クラッシャーラン	再C - 40	・小型構造物の基礎材 ・ブロック積み、擁壁の裏込め材 ・仮設運搬路の路盤材 ・その他簡易な用途
		RC - 40	・下層路盤材
	再生栗石	5 ~ 15 cm	・小型構造物の基礎材 ・擁壁の裏込め材 ・その他簡易な用途
コンクリート塊	再生粒調碎石	RM - 40	・上層路盤材

### 3 (再生クラッシャーラン)

#### (1) 種類及び呼び名

再生クラッシャーランの種類及び呼び名は、表-2のとおりとする。

表 - 2

種類	呼び名
再生クラッシャーラン	再C - 40
	RC - 40

#### (2) 品質基準

ア 細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んでいてはならない。

イ 強硬、耐久のたつて、軟らかい又は壊れやすいコンクリート片の有害量を含んでいてはならない。

ウ 清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイルなど)の有害量を含んでいない。

エ 粒度分布は、JIS A 1102(骨材のふるい分け試験方法)に規定する方法によって試験し、表-3に適合しなければならない。

表 - 3

呼び名	範囲	ふるいを通るものの質量百分率 %				
		53	37.5	19	4.75	2.36
再C - 40	0-40	100	95-100	50-80	15-40	5-25
RC - 40						

オ 下層路盤材として使用する場合は、修正CBR試験(突き固め試験を含む)、液性・塑性限界試験、すりへり試験を実施し、表-4に適合しなければならない。

表 - 4

適 用 \ 項 目	工法・材料	修正C B R ( % )	P I	すりへり減量
簡易舗装	再生クラッシャーラン	1 0 以上 [ 2 0 以上 ]	9 以下	50%以下
アスファルト舗装	"	2 0 以上 [ 3 0 以上 ]	6 以下	
セメントコンクリート舗装	"	2 0 以上 [ 3 0 以上 ]	6 以下	

(注1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを用いる場合で上層路盤及び表層・基層の合計厚が40cmよりも小さい場合には修正C B Rの基準値に [ ] 内の数値を適用する。

(注2) 再生クラッシャーランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみP Iの規定を適用する。

(注3) 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験とする。

(注4) アスファルトコンクリート再生骨材を路盤材として用いる場合は、配合率を50%以下とする。

(注5) 再生クラッシャーランについては、再生材の使用(100%)を原則とする。ただし、以下の場合の条件については、新規材を(50%以下)混合することができるものとする。

(1) 品質を確保出来ない場合は、下記の条件を全て満たすことにより混合できる。

- ・新規材の配合率は50%以下とすること。
- ・品質が確保出来ない理由書・試験結果等を提出すること。

(2) 副産物の供給等の問題で新規材を混合する場合は、下記の条件を全て満たすことにより混合できる。

- ・再生材100%を生産し、その再生材の販売量が販売量全体の50%以上あること。
- ・新規材の配合率は50%以下とすること。
- ・前年度の(月別)のコンクリート塊の供給量、再生材の生産量・販売量を提出し、新規材を混合する理由書を提出すること。

また、アスファルト・コンクリート塊を混合する場合は、配合率を50%以下とする。

(注6) このほか、適用に当たっては、「舗装再生便覧」による。

### (3) 品質試験

ア 試験の時期は、以下のとおりとする。

- a 指定申請時
- b 中間試験(年2回以上)

イ 試験機関は、原則として「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」とする。

4 (再生粒調砕石)

(1) 種類及び呼び名

再生粒調砕石の種類及び呼び名は、表 - 5 のとおりとする。

表 - 5

種 類	呼 び 名
再生粒調砕石	RM - 40

(2) 品質

- ア 細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んでいてはならない。
- イ 強硬、耐久的であって、軟らかい又は壊れやすいコンクリート片の有害量を含んでいてはならない。
- ウ 清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイルなど)の有害量を含んではならない。
- エ 粒度分布は表 - 6 に、修正CBR・PI・すりへり減量は表 7 に適合しなければならない。

表 - 6

呼び名	範 囲	ふるいを通るものの質量百分率 %						
		53	37.5	19	4.75	2.36	0.425	0.075
RM-40	0-40	100	95-100	60-90	30-65	20-50	10-30	2-10

表 - 7

適 用	項 目	工法・材料	修正CBR(%)	PI	すりへり減量
	簡易舗装	再生粒調砕石	60以上	4以下	50%以下
	アスファルト舗装	"	80以上	4以下	
	セメントコンクリート舗装	"	80以上	4以下	

- (注1) アスファルトコンクリート再生骨材は、路盤材として用いてはならない
- (注2) 再生粒調砕石の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。
- (注3) 再生粒調砕石に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験とする。
- (注4) 再生粒調砕石については、再生材の使用を原則とする。ただし、品質が確保できない場合は、新材の混合ができるものとする。
- (注5) このほか、適用に当たっては、「舗装再生便覧」による。

(3) 品質試験

- ア 試験の時期は、以下のとおりとする。
  - a 指定申請時
  - b 中間試験(年2回以上)
- イ 試験機関は、原則として「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」とする。

5 (再生栗石)

(1) 種類及び規格

再生栗石の種類及び規格は、表 - 8 のとおりとする。

表 - 8

種 類	規 格
再生栗石	5 ~ 15 cm

(2) 品質基準

ア 細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んではならない。

イ 強硬、耐久であって、軟らかい又は壊れやすいコンクリート片の有害量を含んではならない。

ウ 清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイルなど)の有害量を含んではならない。

エ 再生栗石の圧縮強度は、JIS A5006(割ぐり石)準硬石 以上とする。

(3) 品質試験

ア 試験の時期は、以下のとおりとする。

a 指定申請時

b 中間試験(年2回以上)

イ 試験機関は、原則として「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」とする。

(附則)

この基準は、平成15年 4月 1日から適用する。

再生石材の品質基準(平成6年4月1日適用)は、廃止する。

(附則)

この基準は、平成17年 4月 1日から適用する。

(附則)

この基準は、平成21年 4月 1日から適用する。

(附則)

この基準は、令和 2年10月 1日から適用する。

## 再生加熱アスファルト混合物の品質基準

### 1 (目的)

この基準は、佐賀県において使用する建設副産物を再生利用したアスファルト混合物の品質基準を定め、公共工事における工事の品質を確保することを目的とする。

### 2 (対象とする建設副産物と再生アスファルト混合物)

本基準により規定する建設副産物と再生アスファルト混合物は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第十五条に関する建設省令 19 第 6 条に掲げる再生資材のうち、表 - 1 に掲げるものを対象とする。

表 - 1

建設副産物種別	再生資材	種別	利用用途
アスファルト・コンクリート塊	再生加熱アスファルト混合物	・再生粗粒度アスファルト混合物 ・再生密粒度アスファルト混合物 ・再生細粒度アスファルト混合物 ・再生密粒度キ ャップ アスファルト混合物	基層・表層用アスファルト混合物
	再生加熱アスファルト安定処理路盤材	再生加熱アスファルト安定処理路盤材	再生加熱アスファルト安定処理路盤

なお、再生加熱アスファルト混合物の基準については、原則として「舗装再生便覧」によるものとする。本基準においては、同指針に添った「再生加熱アスファルト混合物」への利用に限定しての運用を図るため、特に記述する。以下、( ) に示す数字は、「舗装再生便覧」のページを表す。

### 3 (再生材の材料)

#### (1) アスファルトコンクリート再生骨材 (11<sup>°</sup>-ジ、206<sup>°</sup>-ジ)

再生加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト安定処理路盤材に用いるアスファルトコンクリート再生骨材は、表 - 2 を満足するものとする。

表 - 2

項目	旧アスファルト含有量(%)	旧アスファルトの針入度(25 ) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で75umを通過する量(%)
規格値	3 . 8 以上	2 0 以上	5 以下

#### (2) 再生用添加剤 (12<sup>°</sup>-ジ、207<sup>°</sup>-ジ)

再生用添加剤は、旧アスファルトの針入度の性状を回復させるために再生加熱アスファルト混合物の製造時にプラントで添加するものをいい、労働安全衛生法に規定されている特定化学物質を含まないものとする。

なお、再生用添加剤の標準的性状については、「舗装再生便覧」に記載されているものとする。

#### (3) 再生アスファルト (18<sup>°</sup>-ジ、214<sup>°</sup>-ジ)

再生アスファルトは、アスファルトコンクリート再生骨材に含まれる旧アスファルトに再生用添加剤および新アスファルトを単独または組み合わせて添加調整したアスファルトをいう。

再生アスファルトの品質は、舗装再生便覧に示される舗装用石油アスファルト 40~60、60~80 及び 80~100 に相当するものとし、表 - 3 を満足するものとする。



表 - 3

種 類	4 0 ~ 6 0	6 0 ~ 8 0	8 0 ~ 1 0 0
針入度 ( 25 ) 1/10mm	40を越え60以下	60を越え80以下	80を越え100以下
軟化点	47.0 ~ 55.0	44.0 ~ 52.0	42.0 ~ 50.0
伸度 ( 15 ) cm	10以上	100以上	100以上
三塩化エタン可溶分%	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点	260以上	260以上	260以上
薄膜加熱質量変化率%	0.6以下	0.6以下	0.6以下
薄膜加熱針入度残留率%	58以上	55以上	50以上
蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	100以下
密度 ( 15 ) g / c m <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上

## (4) 再生骨材「道路用溶融スラグ」

道路用溶融スラグは J I S A 5 0 3 2 (一般廃棄物、下水汚泥又それらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ) の基準を満足するものとする。

## 4 (再生加熱アスファルト安定処理路盤材) (13°-ジ、210°-ジ)

再生加熱アスファルト安定処理路盤材の配合設計は、表 - 4 の値を満足するように行う。

表 - 4 再生加熱アスファルト安定処理路盤材の品質基準

再生資材名称	マーシャル安定度 KN	その他の品質
再生加熱アスファルト 安定処理路盤材	3.43以上	フロー値10~40 (1/100cm) 空げき率3~12%

## 5 (再生加熱アスファルト混合物の配合設計) (14°-ジ)

再生加熱アスファルト混合物の配合設計は、再生アスファルトの設計針入度に適合するよう新アスファルト、再生用添加剤で調整し、表 - 5 の品質を満足するように行う。

表 - 5 マーシャル安定度試験に対する基準値

混合物の種類	再生粗粒度アスファルト混合物	再生密粒度アスファルト混合物		再生細粒度アスファルト混合物	再生密粒度キ ャップ アスファルト混合物
	(20)	(20)	(13)	(13)	(13)
突固数	T 1,000	75			
	T < 1,000	50			
空げき率 %	3~7	3~6		3~7	
飽和度 %	65~85	70~85		65~85	
安定度 kN	4.9以上	4.9(7.35)以上		4.9以上	
フロー値 1/100cm	20~40				

注1: 「舗装設計施工指針」(付録-5 アスファルト舗装の構造設計例)の舗装計画交通量(台/日・方向)を示したものである。

注2: 安定度の( )内は舗装計画交通量 T 1,000 で突固め回数を75回の場合とする。

## 6 (再生加熱アスファルト混合物の製造) (29°-ジ)

再生加熱アスファルト混合物の製造にあたっては、「舗装再生便覧」に基づき、適切な製造および品質管理を行うものとする。

## 試験練り

再生加熱アスファルト混合物の試験練りは、室内配合試験で決めた配合に基づいて行う。なお、定置式

混合所において、定期試験により標準的な現場配合および混合温度や混合時間の作業標準が定められている場合には、工事ごとの試験練りを省略することができる。

7 (再生加熱アスファルト混合物の定期試験)

定置式の再生アスファルト混合所における標準配合品については、表 - 5 に示す項目について、混合物の性状を確認する定期試験を行う。

(1) 定期試験で行う項目

表 - 6

項 目	備 考	試 験 場 所
アスファルトコンクリート再生骨材の品質試験	表 - 2	佐賀県建設技術支援機構材料試験センター
新アスファルトの品質試験	舗装設計施工指針	アスファルトメーカー(ミシト)
補足材の品質試験	"	佐賀県建設技術支援機構材料試験センター
再生用添加剤の品質試験	舗装再生便覧	アスファルトメーカー(ミシト)
再生アスファルトの品質試験	表 - 3	再生アスファルトプラント
再生加熱アスファルト混合物の配合試験	表 - 3 ~ 5	佐賀県建設技術支援機構材料試験センター
試験練り	アスファルト混合所便覧	再生アスファルトプラント
再生アスファルト混合物の品質試験	表 - 7	佐賀県建設技術支援機構材料試験センター

表 - 7 試験練り時に行う再生アスファルト混合物の品質試験

試 験 項 目	目 的	備 考
骨材粒度	再生混合物の粒度の確認	
再生アスファルト量	再生アスファルト量の確認	
再生アスファルトの針入度	再生混合物の適否の確認	再生混合物から回収
マーシャル性状	マーシャル性状の確認	
再生骨材の配合率	再生骨材配合率の確認	印字記録による

(2) 定期試験の時期

定期試験については、「アスファルト混合所便覧」に準拠し、年2回以上「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」で実施する。

(3) 資料および供試体の作成

表 - 6 に掲げる試験項目のうち、試験場所をメーカー、再生プラントとされている項目については、適正な試験を実施し試験成績結果を提出するものとする。また、「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」で実施する項目については、供試体の作成等については、別途「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」の指示による。

8 (品質管理および検査)

再生加熱アスファルト混合物を利用した舗装工事の施工中、施工後に行う品質管理および検査については、施工管理の手引きによるものとする。

(附則)

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

再生加熱アスファルト混合物の品質基準(平成6年4月1日適用)は、廃止する。

(附則)

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

(附則)

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

(附則)

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

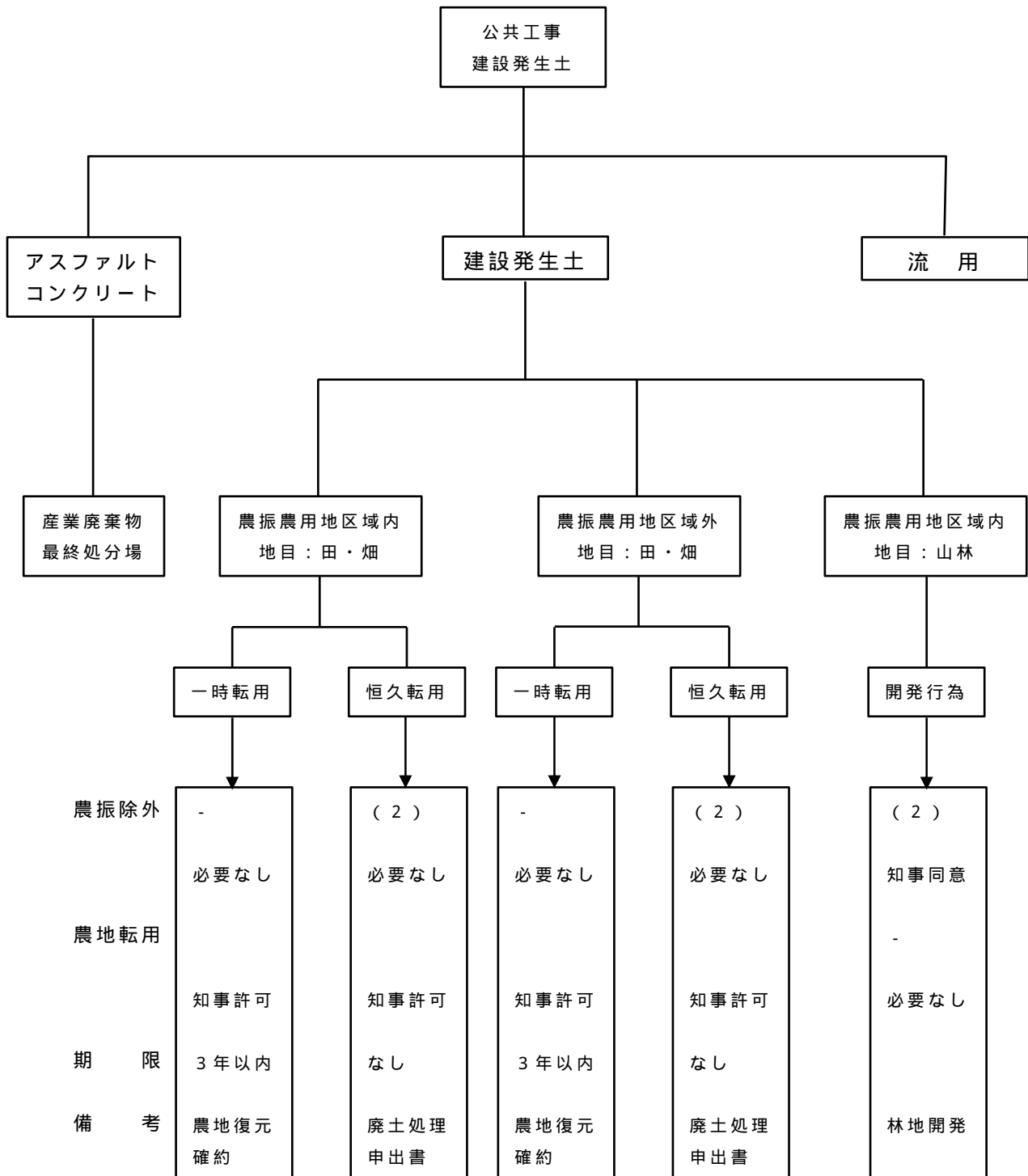
(附則)

この基準は、令和2年10月1日から適用する。

## 参 考 資 料

農地等に建設発生土を処分する場合の手続きについて . . . . .	6 7
農地等への建設発生土の処分について . . . . .	6 8
林地開発許可制度の体系 . . . . .	6 9
伐採届出制度の体系 . . . . .	7 0
各資料へのアクセス方法 . . . . .	7 1

## 農地等に建設発生土を処分する場合の手続きについて



地目に関係なく、農振農用地区域内にある土地を、恒久転用する場合は、農振除外の手続きが必要です。

## 農地等への建設発生土の処分について

農山漁村課農地調整担当

1. 農地を転用する場合は、知事の許可が必要です。(農地法第4条・5条)公共事業施行者が農地(田・畑)等へ建設発生土を処分する場合も、農振法・農地法の許可が必要です。無許可で建設発生土の処分を行った場合は、農振法・農地法違反となります。(農振法15条の2、農地法83条の2)

2. 公共事業に係る農振法・農地法の手続きについて

【農振法】・・・市町農振法担当課

(1) 一時転用を行う場合は、農振法第8条よる知事同意なしで可能。

(2) 恒久転用を行う場合は、農振法第8条よる知事同意が必要です。

【農地法】・・・市町農業委員会

農地に建設発生土を仮置きする場合(一時転用)は、農地復元確約書を添付の上、農地法第4条・5条よる知事許可が必要です。

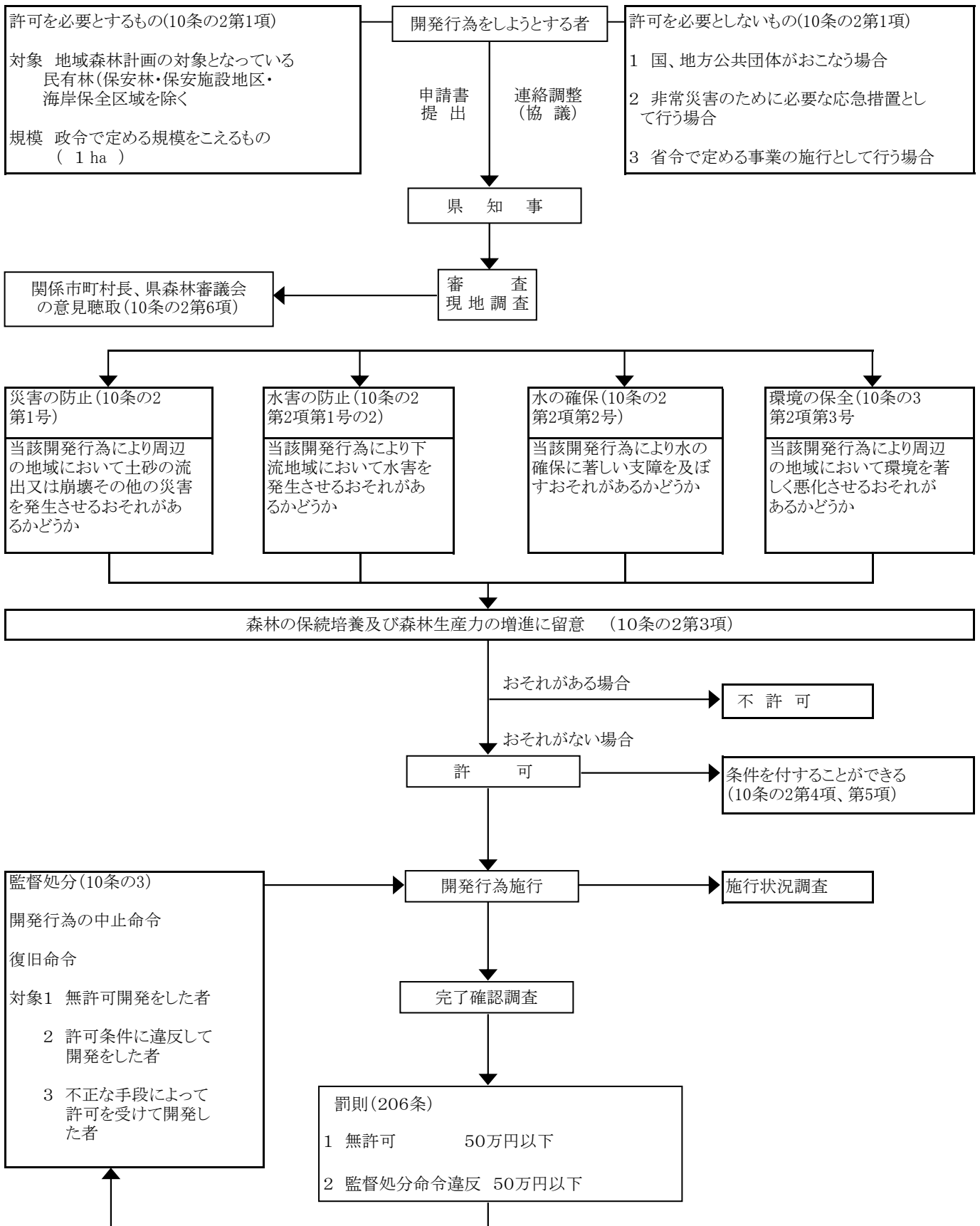
農地への発生土処分前に『公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書』により申し出れば農地法第4条・5条よる知事許可は必要ありません。

農地への残土処分後に、恒久転用を行う場合は、農地法第4条・5条よる知事許可が必要です。

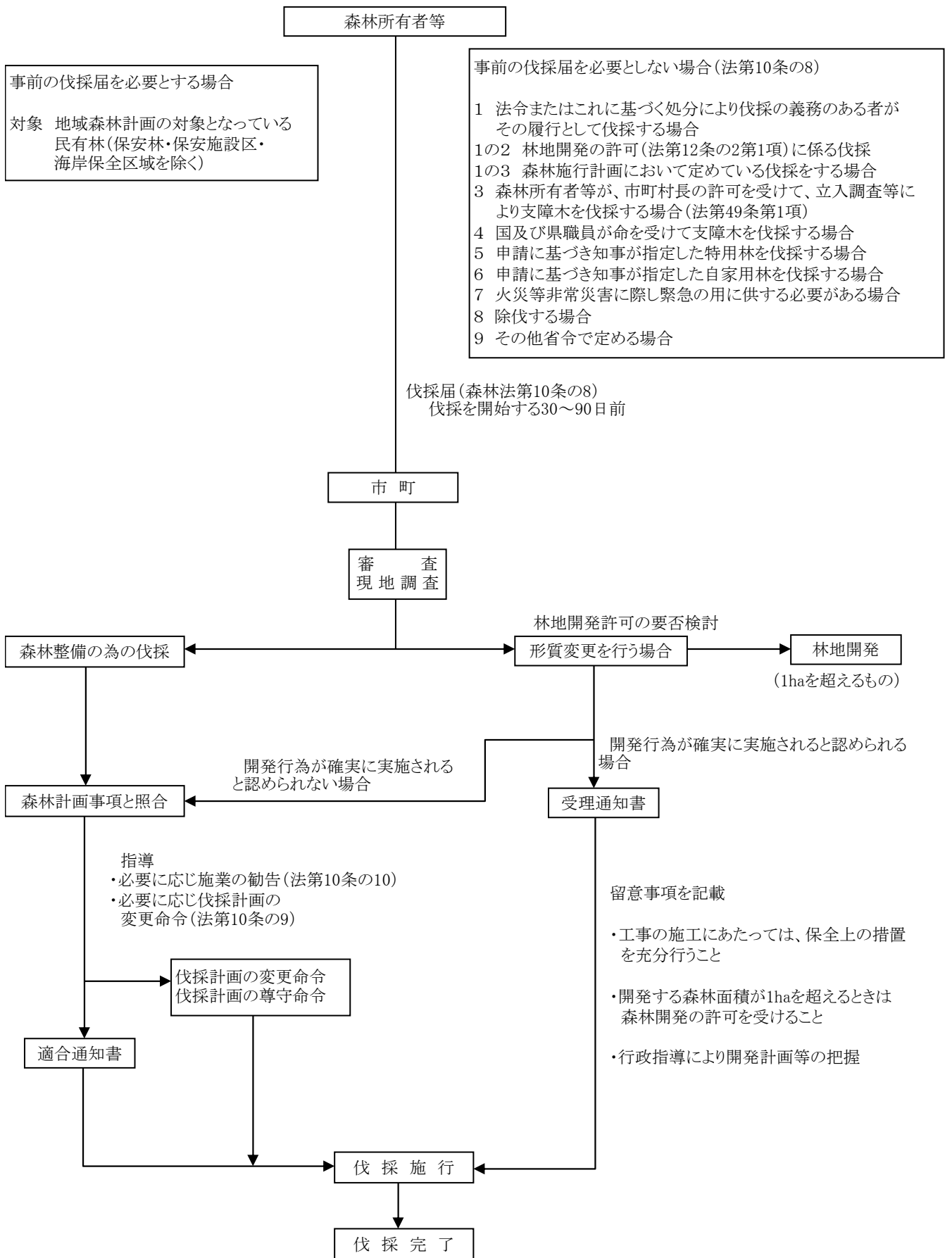
( )、 の数字は、別紙1に対応

3. 現場事務所・仮設資材置場も上記1・2と同一の処理が必要です。

# 林地開発許可制度の体系



# 伐採届出制度の体系





## 各資料へのアクセス方法

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp>

○セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験

実施要領(案) [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha01/13/130507\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha01/13/130507_.html)

国土交通省リサイクルホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

○建設副産物適正処理推進要綱

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/004/pdf/youkou.pdf>

○建設リサイクルガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/004/gaido.pdf>

佐賀県ホームページ <http://www.pref.saga.lg.jp>

ジャンル「環境」→「廃棄物・リサイクル」→「建設工事のリサイクル推進」

○再生資源利用計画書(様式1及び2)「**COBRIS**(コブリス)」

○建設リサイクル法関係

関連ファイル「建設リサイクル法に関する佐賀県指針」

関連ファイル「建設リサイクル法による提出書類」

関連ファイル「提出書類様式」

○佐賀県指定の再生施設 関連ファイル「再生施設一覧」